



2026年1月30日  
株式会社 山梨中央銀行

## 個人年金保険「そだてる果実＜一時払＞」の取扱いを開始 ～インフレに備えながら「ふやしながらうけとる」仕組みの個人年金保険～

株式会社山梨中央銀行（頭取 古屋 賀章）は、お客さまの多様化・高度化する資産運用ニーズにお応えするため、「富士山・アルプス アライアンス」の取組みの一環として、共同開発した個人年金保険「そだてる果実＜一時払＞」の取扱いを開始します。

1. 取扱開始日 2月2日（月）

2. 商品名 米国ドル建個人年金保険（指数連動・上限率設定型）  
〔愛称／そだてる果実＜一時払＞〕

3. 引受保険会社 PGF 生命（プルデンシャル ジブラルタ ファイナンシャル生命保険株式会社）

4. 取扱店舗 すべての本・支店（インターネット富士山支店を除きます。）

### 5. 商品開発の背景、目的など

（1）超高齢社会の到来を受け、「人生100年時代」に備えた資産形成とその後の資産寿命の延伸は、喫緊の課題の一つとなっています。また、インフレによる物価上昇の継続や少子高齢化による社会保険料等の負担の増大も予想され、セカンドライフにおいても、毎年の必要資金額が継続的に増加することへの備えは一層重要と考えられます。

（2）「富士山・アルプス アライアンス」では、お客さまの豊かな人生設計の実現と経済的不安の解消を金融面から支援するため、「ふえる楽しみ」と「まもる安心」の二つの基軸機能を備えた、一時払の指数連動型の米国ドル建個人年金保険（指数連動・上限率設定型）「そだてる果実」を共同開発しました。

※ 同機能を有する平準払の米ドル建個人年金保険「そだてる果実」は、現在、当行および静岡銀行で取り扱っています。

### 6. 商品の特徴（詳細はパンフレットをご参照ください。）

（1）「ふえる楽しみ」として、据置期間と年金受取期間を、米国市場を代表する株価指数として認知度が高い「S&P500®指数」を参照した運用を行い、運用結果を1年ごとに判定します。また、運用実績がプラスの場合には、米ドル建ての積立金額・年金額が増加する仕組みであり、契約日から最後の年金を受け取るまで「ずっと増える」期待が続きます。

（2）「まもる安心」として、1年ごとの運用実績がマイナスの場合でも、一度増えた米ドル建ての積立金額・年金額は減少しない仕組みのため、全期間にわたり下落し続けたとしても、米ドル建ての年金受取総額は米ドル建ての一時払保険料を下回ることはありません（年金受取総額の最低保証）。

以上



ご契約の際には「**ご契約のしおり・約款**」を必ずご覧ください。  
●「ご契約のしおり・約款」はご契約に伴う大切な事項、必要な知識等についてご説明しています。必ずあわせてご一読ください。

## ➡ PGF生命とこの商品について、お電話やホームページでご案内しています。



●各種お手続きやご契約内容の照会に関するお問い合わせ

**PGF生命コールセンター** 通話料無料 **0120-56-2269** コール ジ ブ ロック

<受付時間>平日9:00~18:00/土曜9:00~17:00(日・祝日・12/31~1/3を除く)



**PGF生命ホームページ** <https://www.pgf-life.co.jp>

●この保険で適用される最新の為替レートや諸利率をPGF生命ホームページでご案内しています。

●この保険の「**ご契約のしおり・約款**」をPGF生命ホームページに掲載しています。

## ➡ 募集代理店からのご説明事項

- この保険にご契約いただくか否かが、募集代理店での他の取扱いに影響を及ぼすことはありません。
- この保険はPGF生命を引受保険会社とする生命保険です。預金とは異なり、また、元本割れすることがあります。**
- 保険業法上の規制に基づき、お客様の勤務先等により、お申し込みいただけない場合があります。

## ➡ 生命保険募集人について

- 募集代理店の担当者(生命保険募集人)は、お客様とPGF生命の保険契約締結の媒介を行うもので、保険契約締結の代理権はありません。したがって、保険契約は、お客様からの保険契約のお申し込みに対して、PGF生命が承諾したときに有効に成立します。
- この保険は、外貨建保険販売資格を登録した生命保険募集人のみが取り扱いを行うことができます。
- 生命保険募集人の権限等について確認を希望される場合は、PGF生命コールセンターまでお問い合わせください。

### 公的保険制度について

お申し込みにあたっては、公的保険制度を理解したうえで、必要に応じた民間保険に加入することが重要です。  
公的保険制度についてはこちらからご確認いただけます。



### 公的保険について(金融庁ホームページ)

<https://www.fsa.go.jp/ordinary/insurance-portal.html>

この「契約締結前交付書面(契約概要/注意喚起情報)兼パンフレット」の記載は、2025年12月現在のものです。各種お取り扱い等、将来変更されることがあります。

この商品はPGF生命を引受保険会社とする生命保険商品です。  
**ご契約後のご照会はPGF生命までお問い合わせください。**

(お問い合わせ、ご照会は)  
募集代理店

(ご契約後のご照会は)  
引受保険会社

ブルデンシャル ジブラルタ ファイナンシャル生命保険株式会社  
本社/〒100-0014 東京都千代田区永田町2-13-10



UD FONT

見やすいユニバーサル  
デザインフォントを  
採用しています。

2025年12月版

# そだてる果実 一時払

米国ドル建個人年金保険(指数連動・上限率設定型)／無配当

商品の概要について  
動画でご確認いただけます



そだてる果実<一時払>



## 契約締結前交付書面(契約概要/注意喚起情報)兼パンフレット

ご契約のお申し込みに際しての重要な事項を「契約概要」「注意喚起情報」に分類のうえ記載しています。ご契約前に十分にご確認いただき、ご了解のうえ、お申し込みいただきますようお願いします。



- **この商品は生命保険です。預金とは異なり、また、元本割れすることがあります。**
- **為替レートの変動等により損失が生じることがあります。**

# S&P 500®指數を参照した運用 米ドル建ての一時払個人年金

で増やしながら年金を受け取れる  
保険です。

## 特徴



### ふえる 楽しみ

### 運用実績が プラスの場合

- 米ドル建ての積立金額・年金額  
が増えます。
- 最後の年金を受け取るまで  
増えます。

### まもる 安心

### 運用実績が マイナスの場合

- 一度増えた米ドル建ての積立金額・  
年金額は減りません。

ふえる楽しみ、まもる安心のしくみについて [くわしくは 7ページ](#)

しきみ  
特徴

契約概要

注意喚起情報

Web保険証券

法人の場合  
契約者

## ▼ご契約後、ライフプランにあわせて契約内容を変更 できます。

据置期間や年金受取期間を変更できます。

[くわしくは 8、9ページ](#)

万一の場合、増える期待が持てる年金を  
ご家族に引き継げます。

[くわしくは 15~16ページ](#)

ライフプランの変化に  
合わせて変更できるのは  
良いね

変更

据置期間／  
年金受取期間

年金は増える期待が  
持てるから、なるべく  
長く受け取りたいな

引き継ぎ

年金受取期間

万一の場合

残りの  
年金受取期間



この保険は米ドル建てであり、為替相場の変動による影響を受けます。した  
損失が生じるおそれがあります。また、この保険にはご負担いただく費用があ

がって、円換算後の年金受取総額等が一時払保険料相当額を下回ることがあり、  
ります。

[くわしくは 35~37ページ](#)

# S&P 500®指数を参考した運用で年金を

# 増やして受け取る効果

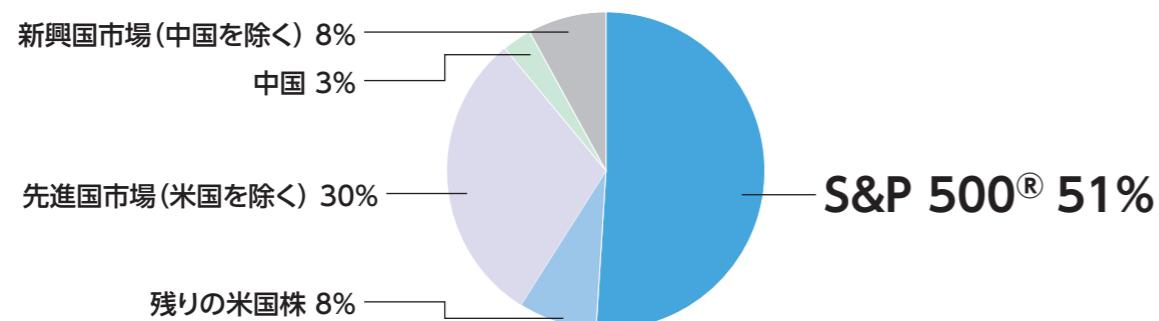


なぜS&P 500®なの?

S&P 500®は、米国市場を代表する指数のひとつで、  
世界の株式市場の時価総額の約半分を占めています  
構成銘柄は定期的に入れ替えが検討されているため  
米国経済の成長とともに指数も上昇する期待が持てます



## ▶世界の株式市場の時価総額



※2023年12月31日現在

※S&Pダウ・ジョーンズ・インデックス社のデータをもとにPGF生命にて作成

## ▶S&P 500®の構成銘柄

構成銘柄(500銘柄)に採用されるには、主に以下の条件等を満たす必要があります。

- ・米国の取引所に上場している米国企業である
- ・十分な流動性がある
- ・時価総額が227億米ドル以上である
- ・直近4四半期の合計および直近四半期が黒字である

※2025年7月現在

※S&Pダウ・ジョーンズ・インデックス社の資料をもとにPGF生命にて翻訳・作成

構成銘柄は四半期ごとに入れ替えが検討されています。



なぜ年金受取期間中も  
運用するの?

▶ 将来の  
キャッシュフロー対策  
の考え方について動画  
でご確認いただけます

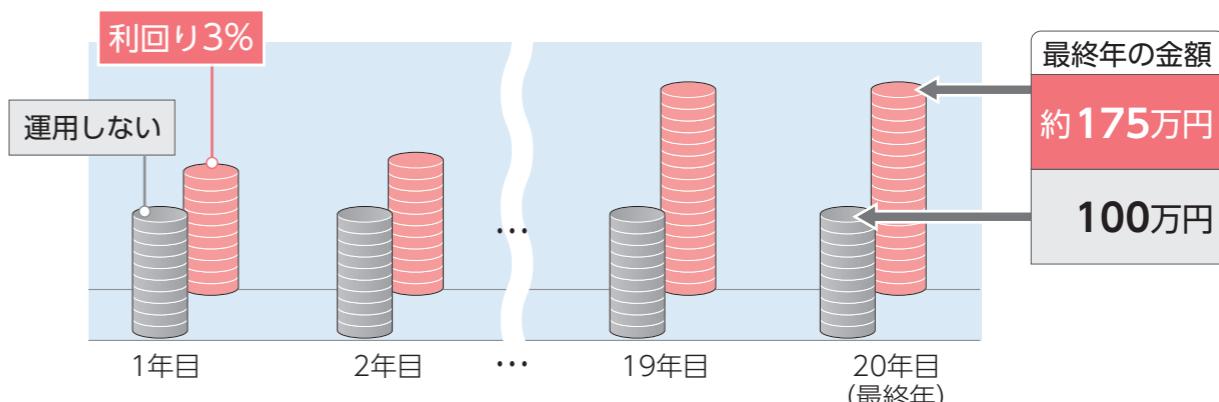


年金受取期間中も運用できれば、将来の年金額も増やす  
ことができ、物価上昇にもそなえられます



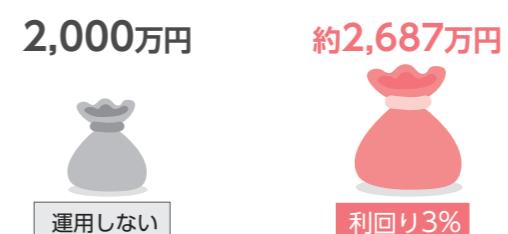
## ▶2,000万円を運用しながら、20年間毎年受け取った場合(イメージ)

<毎年の受取額>



※毎年の受取額とは、複利運用した元本を、残りの年数で割った金額としています。

<20年の受取総額>



**最後の年金を受け取るまで  
S&P 500®指数を参考した運用を行う  
米ドル建ての個人年金保険で、  
準備をはじめませんか。**



しきみ  
特徴

契約概要

注意喚起情報

Web保険証券

法人の場合  
契約者

# 契約日から 最後の年金を受け取るまで ずっと 増える期待が続きます



**ポイント 1** ライフプランに合わせて  
据置期間と年金受取期間を  
設定できます。

**ポイント 2** 据置期間と 年金受取期間は  
S&P 500® 指数を参照した  
運用を行 います。

**ポイント 3** 運用結果は1年ごとに判定します。  
年金額はプラスの場合に増えて、  
マイナスの場合でも減りません。

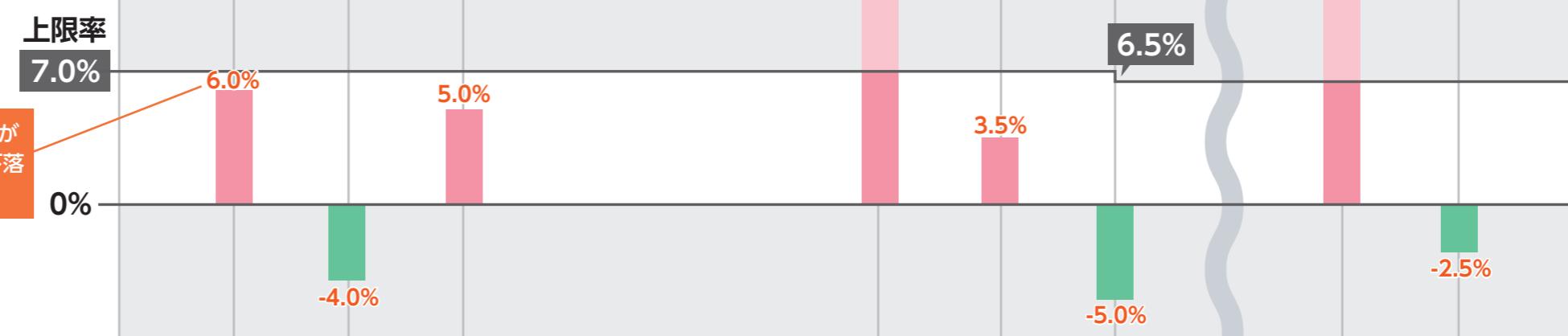
<イメージ>

上限率<sup>\*1</sup>が 7.0% から 6.5% へ  
変更になった場合

\*1 S&P 500®指標の指標上昇を積立金の運用に反映  
する際に、上限とする率で毎年設定されます。

上限率について  
くわしくは 27~28ページ

S&P 500®指標が  
1年間で上昇・下落  
した率



積立金上昇率の  
決まり方について  
くわしくは 7ページ

積立金上昇率

運用実績が  
プラスの場合、  
加算があります

運用実績が  
マイナスでも  
減りません



契約初期費用<sup>\*2</sup>



積立金投入額<sup>\*3</sup>

積立金  
上昇額累計

積立金額<sup>\$</sup>

据置期間(1~5年)

ご契約

年金原資について  
くわしくは 8ページ

年金原資

運用実績が  
プラスの場合、  
加算があります

運用実績が  
マイナスでも  
減りません

加算年金額<sup>\$</sup>

基準年金額<sup>\$</sup>

年金受取期間(10年、20年、30年、40年、100歳<sup>\*4</sup>)

年金開始

\*2 据置期間、性別および契約年齢(被保険者)により異なります。くわしくは 35ページまたは設計書 \*3 お払い込みいただく保険料のうち、保険料

より控除される費用を除いた金額が、参照指数を参照して運用されます。くわしくは 35~36ページ

\*4 「100歳一年金開始年齢」の年数分お受け取りいただけます(最長40年まで)。

※被保険者が入院中または入院・手術を予定されている場合や、余命宣告を受けている場合には、お申し込みいただけません。※積立金の運用は、契約日(責任開始日の属する月の翌月1日)から始まります。※この「契約締結前交付書面(契約概要/注意喚起情報)兼パンフレット」では、「ご契約のしおり・約款」の「指数連動対象金額」を「運用対象金額」、「指数連動判定期間」を「運用対象期間」、「年金支払期間」を「年金受取期間」と読み替えて記載しています。※上記はイメージであり、積立金額、年金額等を保証するものではありません。※用語について くわしくは 21ページ

特  
徴

契  
約  
概  
要

注  
意  
喚  
起  
情  
報

W  
e  
b  
保  
険  
証  
券

契  
約  
者  
が

5

6

## 積立金上昇率の決まり方

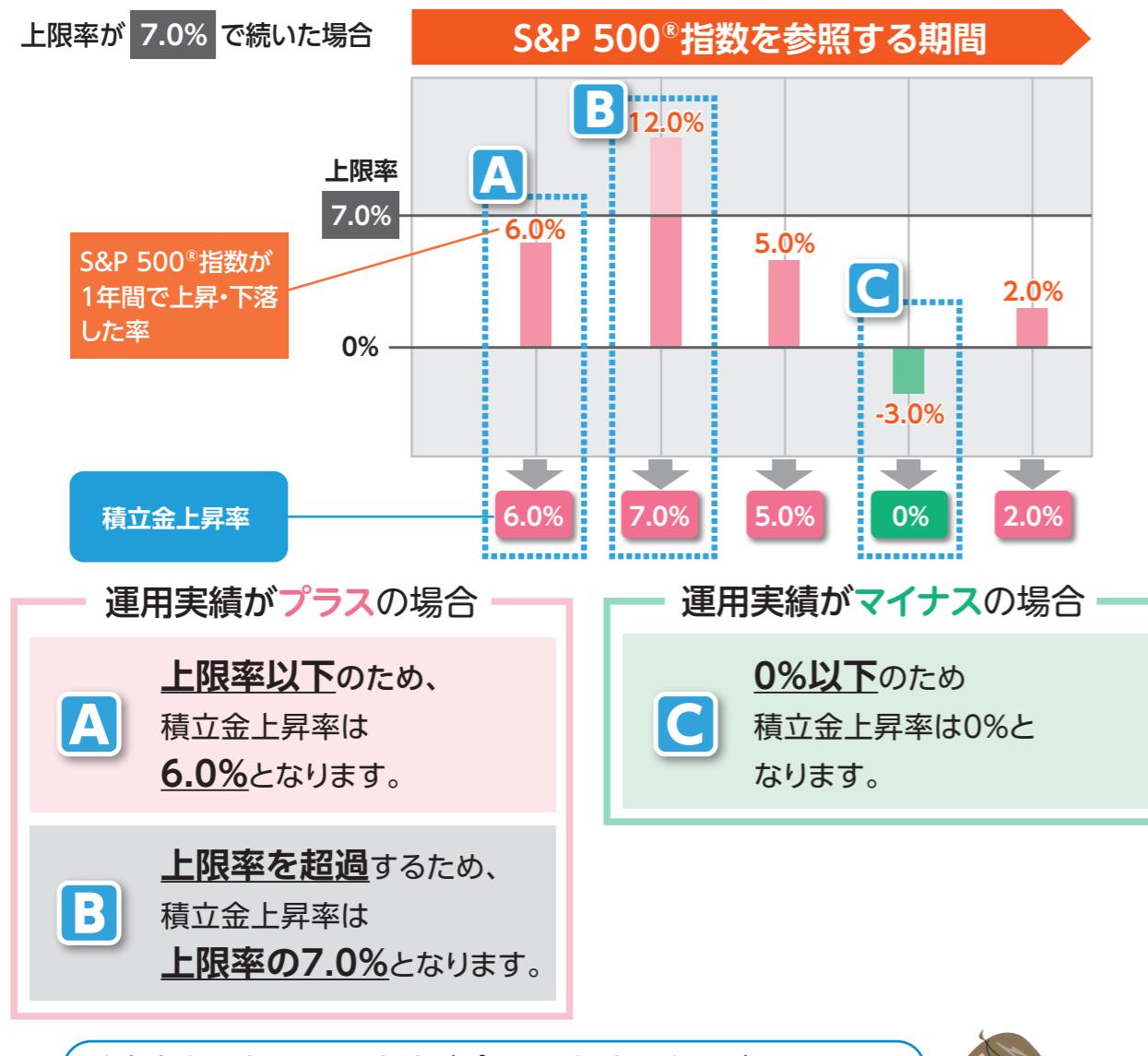
- 積立金上昇率は、S&P 500®指標を参考した運用実績を1年ごとに判定して、積立金額・年金額に反映させるための率です。
- 運用実績がプラスの場合、積立金上昇率に応じて積立金上昇額が決定して積立金額や年金額に加算されます。なお、積立金上昇率には上限があります（上限率）。
- 運用実績がマイナスの場合、積立金上昇率は0%となり、積立金額や年金額は減りません。

年金額について くわしくは 9~10ページ

上限率について くわしくは 27~28ページ

<イメージ>

上限率が 7.0% で続いた場合



## 据置期間

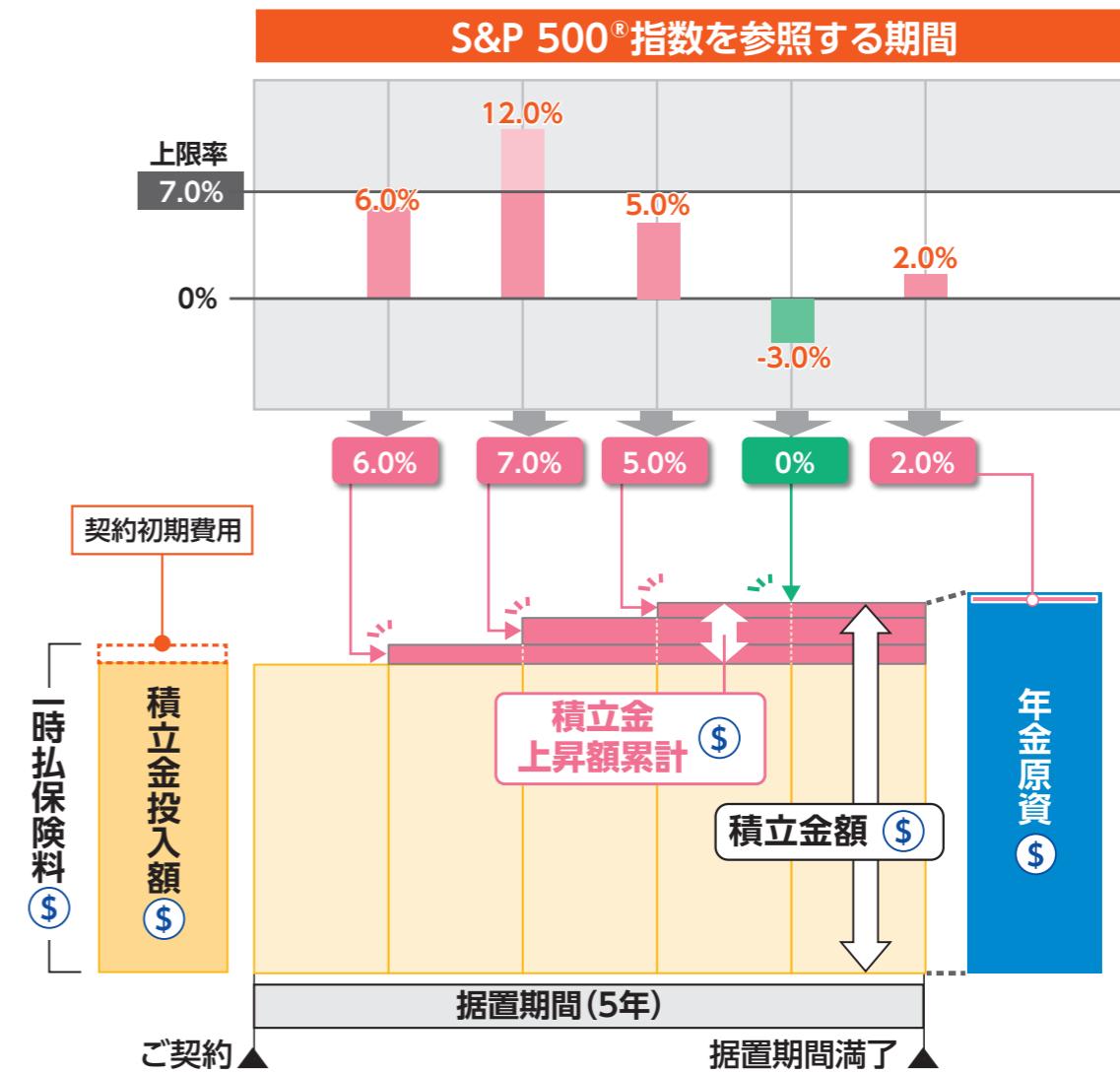
- ご加入時に1~5年の範囲内でお選びいただけます。
- 年金開始日前までであれば据置期間を短縮または延長できます。

くわしくは 32ページ

## 年金原資

- S&P 500®指標を参考した運用により積立金上昇額が加算されていきます。
- 据置期間満了時の積立金額が年金原資となります。

<イメージ>据置期間5年、上限率 7.0% で続いた場合



特徴

契約概要

注意喚起情報

Web保険証券

法人の場合

契約者

# 年金のお受け取り

## 年金受取期間

ご加入時に10年、20年、30年、40年、100歳\*からお選びいただきます。

\*「100歳-年金開始年齢」の年数分お受け取りいただけます(最長40年まで)。

※年齢によってお取り扱いできない年金受取期間があります。

※年金開始日前にご案内する書面により、年金開始日前までであれば、10~40年(1年単位)および100歳年金の範囲内で年金受取期間を変更できます。

くわしくは 29ページ

## 年金の受取通貨

●年金額は米ドルとなります。受取通貨は円または米ドルから選択いただけます。

●円でお受け取りいただく場合は、受取時の為替レートを設定できます。受取時の為替レートが設定された為替レートよりも円高の場合は、米ドルのまま年金を据え置きます。

くわしくは 11ページ

## 年金額

年金額は **基準年金額** と **加算年金額** の合計額となります。くわしくは 26ページ

### ご契約例

- 年金受取期間:10年
- 年金原資:10万米ドル
- 年金受取期間2年目に算出された積立金上昇額:4,500米ドル
- 年金受取期間3年目に算出された積立金上昇額:3,200米ドル

### 基準年金額

は年金原資を年金受取期間で等分します。

#### イメージ

10万米ドル

$$\text{基準年金額} = \text{年金原資} \div \text{年金受取期間}$$

$$(1万米ドル*1) \quad (10万米ドル) \quad (10年)$$



1万米ドル\*1 まだ受け取っていない年金額は参照指数での運用を行います

年金受取期間(10年)

...

### 加算年金額

は、年金支払日ごとに、①と②の合計額となります。

①年金支払日に以下のとおり、新たに計算された金額

積立金上昇額\*2 ÷ 残りの年金受取期間

②年金支払日前の加算年金額(これまでの①の合計額)

<年金受取期間2年目の①のイメージ>



<年金受取期間3年目の①と②のイメージ>



\*1 年金のお受け取りに際しては費用が発生します。くわしくは 36ページ

\*2 S&P 500®指数を参照した運用により、年金支払日に算出される金額となります。くわしくは 26ページ

特徴

契約概要

注意喚起情報

Web保険証券

法人の場合

# 年金のお受け取り

## 為替判定による支払特則

- お客様に **指定為替レート** を設定いただきます。  
年金支払日の前日の為替レート\*が **指定為替レート** より円高か円安かを **自動判定** します。
- 指定為替レート** より円安の場合、円で年金をお受け取りいただきます。
- 指定為替レート** より円高の場合、米ドルのまま年金を据え置きます。
- 据え置いた年金は、以下のいずれかでお受け取りいただけます。
  - ①次回以降の年金支払日に **指定為替レート** より円安になった際にまとめて円でお受け取り。
  - ②次の年金支払日前に任意のタイミングで全部請求(米ドル・円)。

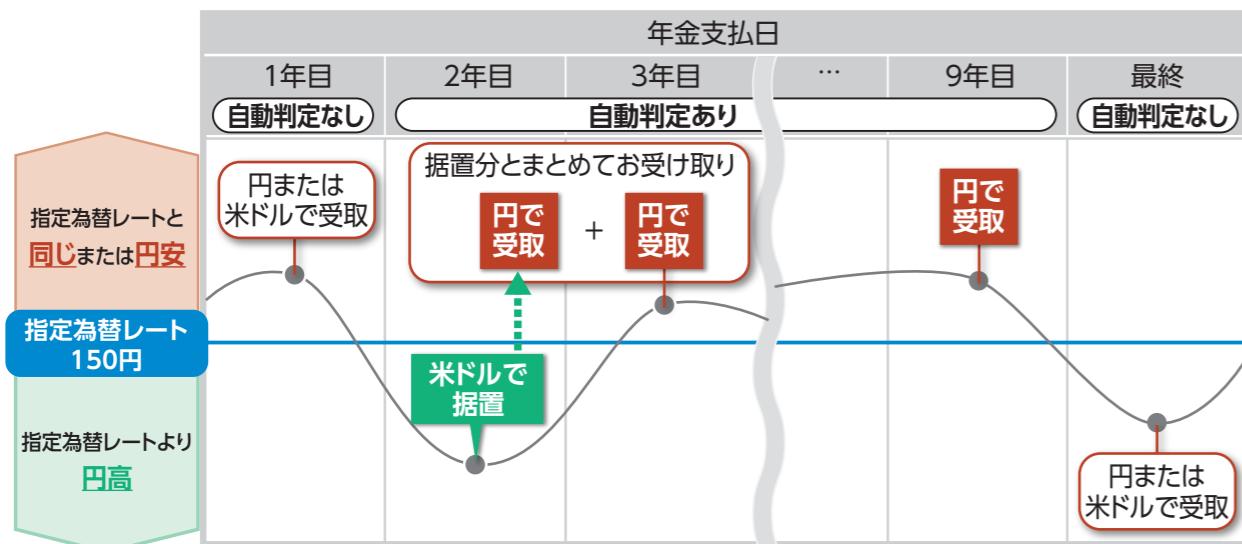
\* 円換算支払特約用の為替レートとなります。年金支払日の前日がPGF生命が指標として指定する銀行の休業日となる場合、その直前の銀行営業日の為替レートとなります。

※この特則は自動的に付加され、特則のみの解約はできません。

### 指定為替レートについて

- 1年目の年金の請求時、年金受取人が設定します。
- 50円～200円(1銭単位)の範囲で設定できます。なお、指定為替レートを設定しないことも可能です。その場合は円または米ドルで年金をお受け取りいただきます。
- 年金開始後に変更できます。

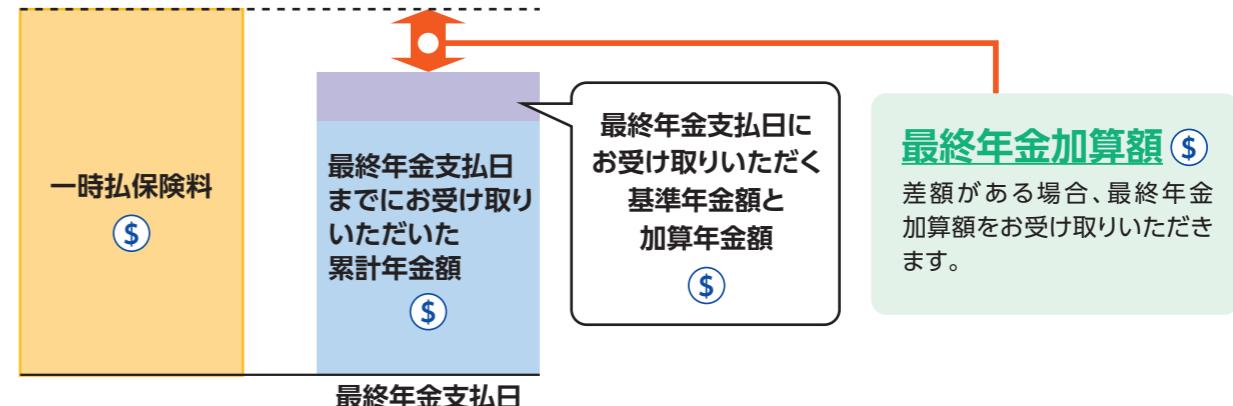
### <イメージ>指定為替レートを150円に設定した場合



- 1年目と最終年度の年金は自動判定を行わず、円または米ドルで年金をお受け取りいただきます。  
※1年目の年金は、指定為替レートの設定があり、年金受取人が希望する場合には米ドルで据え置くことができます。
- 最終年度の年金は据え置いた年金もまとめてお受け取りいただきます。
- 米ドルで据え置く場合は、S&P 500®指数を参照した運用は行われず、PGF生命所定の利息をつけて据え置きます。

## 年金受取総額の最低保証

お受け取りいただく累計年金額が米ドル建ての一時払保険料に満たない場合、その差額を最終年金加算額として最終年金受取時にお受け取りいただきます。



※円でお払い込みいただいた金額(一時払保険料の円換算額)の総額に対する保証はありません。

※解約時および年金の一括受取時は最低保証はありません。

※米ドル建ての積立金額が一時払保険料を上回っていても、年金で受け取る場合にご負担いただく費用を控除することで、米ドル建ての年金受取総額が一時払保険料を下回る場合があります。その場合でも米ドル建ての一時払保険料を最低保証します。

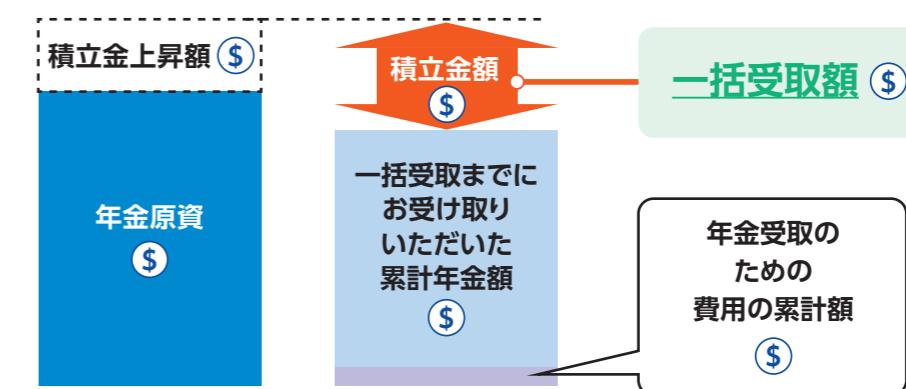
年金で受け取る総額(米ドル建て)が一時払保険料(米ドル建て)を下回ることはないんだね



## 年金の一括受取

急に資金が必要となった場合は、年金開始後に残りの年金受取期間に対応する積立金額を、一括でお受け取りいただけます。

※年金の一括受取をした場合、ご契約は消滅します。



しきみ  
特徴

契約概要

注意喚起情報

Web保険証券

法人の場合

契約者が

# (ご参考) シミュレーション



過去の参照指数に基づいた、米ドル建ての受取率(年金受取総額 ÷ 一時払保険料)のシミュレーションです

- 毎月1日を契約日としてこの保険に加入した場合のシミュレーションです。
- 上限率は3パターン記載しています。
- 「(参考)上限率:なし」はこの保険に積立金上昇率の上限および下限を設定しなかったと仮定した場合の数値です。
- ①～③は上限率が一定で続いたと仮定した場合の数値です。実際の上限率は一定ではなく、運用対象期間ごとに設定されます。



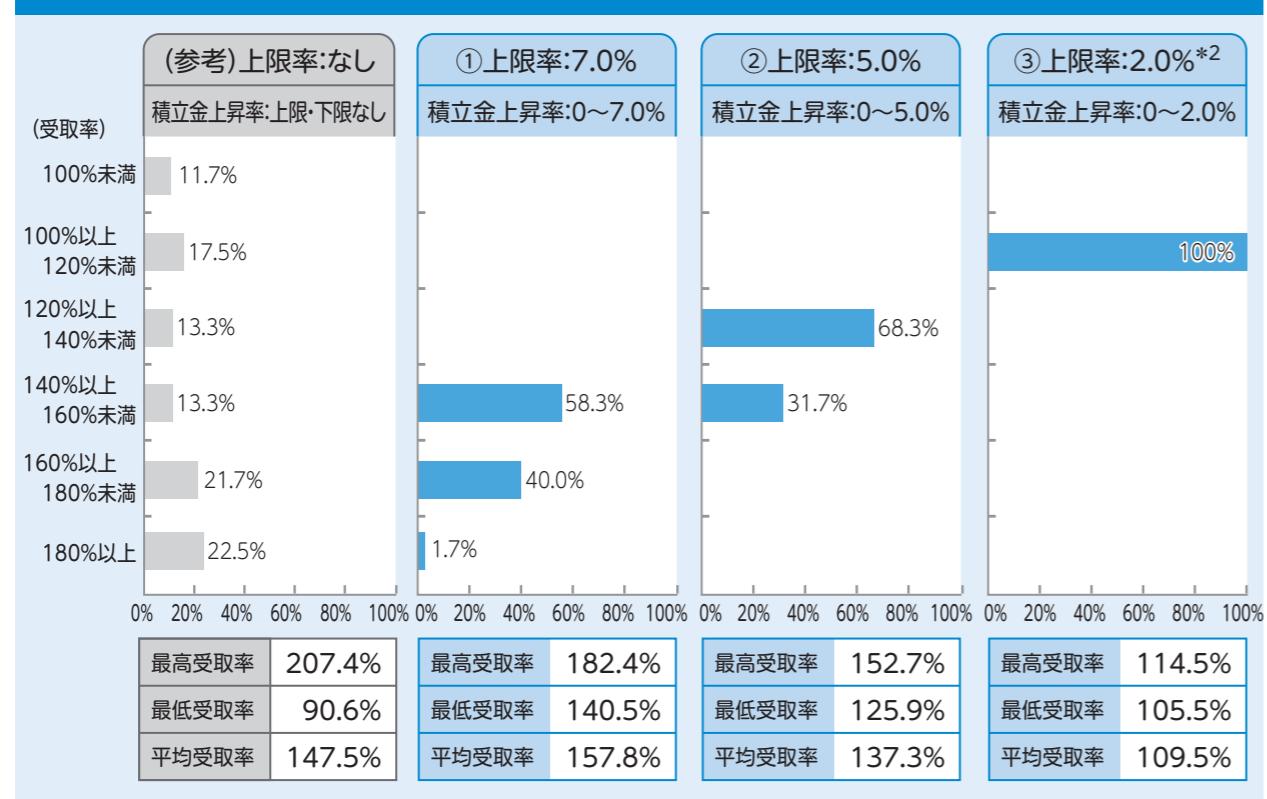
下記シミュレーションは為替レートが一定かつ払込時等の為替手数料は考慮していない前提での結果であり、実際の運用成果を表したものではありません。また、将来の運用成果を示唆あるいは保証するものではありません。



## ご契約例 <合計21年(据置期間 + 年金受取期間)>

- 契約年齢:64歳男性\*1 ●保険料払込方法:一時払
- 据置期間:1年 ●年金受取期間:20年(最終年金受取時:84歳)

## 1995年7月～2005年6月にご契約された場合(120ケース)



\*1 女性は、記載の受取率と同じか、0.1%程度高くなる場合があります。

\*2 上限率は、2%を下回らない数値で設定されます。

※BloombergデータをもとにPGF生命にて作成。

※数値は端数処理後であるため、必ずしも合計数値が100%にはなりません。

最新の上限率は  
こちら



## ご参考 S&P 500®のチャート推移(1995年1月～2025年6月)



※BloombergデータをもとにPGF生命にて作成。



## ご参考 S&P 500®指数を参照した場合の1年ごとの利回り

上限率	(参考)なし	7.0%	5.0%	2.0%
積立金上昇率	上限・下限なし	0～7.0%	0～5.0%	0～2.0%
最高	53.7%	7.0%	5.0%	2.0%
最低	▲44.7%	0.0%	0.0%	0.0%
平均	9.4%	5.0%	3.6%	1.5%

※BloombergデータをもとにPGF生命にて作成。

※対象期間は、1995年7月～2024年6月です。

※記載の上限率が期間中続いたと仮定した場合の数値です。

※数値は小数点第2位以下を切り捨てて表示しています。

運用実績がマイナスの場合は積立金上昇率が0%になる代わりに、増える上限が設定されているんだね



しきみ  
特徴

契約概要

注意喚起情報

Web保険証券

法人の場合  
契約者が

# 万一の場合

## 被保険者・年金受取人が亡くなったとき

### 【契約例】

契約者	被保険者	年金受取人	後継年金受取人	死亡保険金受取人
本人	本人	配偶者		

### 据置期間中

被保険者が亡くなった場合、**死亡保険金**として①②のいずれか**大きい金額**(米ドル建て)を死亡保険金受取人にお受け取りいただきます。

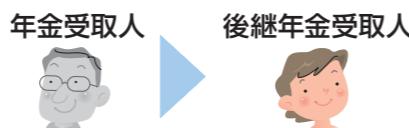
- ①一時払保険料相当額 × 1.01
- ②被保険者が亡くなった日の積立金相当額

※死亡保険金をお受け取りいただいた場合、ご契約は消滅します。



### 年金受取期間中

年金受取人が亡くなった場合、後継年金受取人に年金を引き継ぐことができます。



上記以外の被保険者が亡くなったとき [くわしくは 30ページ](#)

上記以外の年金受取人が亡くなったとき [くわしくは 29ページ](#)

## 後継年金受取人について

- 年金受取人が亡くなった後は後継年金受取人が年金を継続して受け取ることができます。**その場合も、参照指数での運用は継続します**。また、**年金支払日、基準年金額、加算年金額に変更はありません**。
- 後継年金受取人が亡くなった場合でも、**新たに後継年金受取人を指定してさらに年金を引き継ぐことができます**。

### 【後継年金受取人の指定】

後継年金受取人は原則、下記の範囲内から1人指定します。なお、年金受取人と別人をご指定ください。

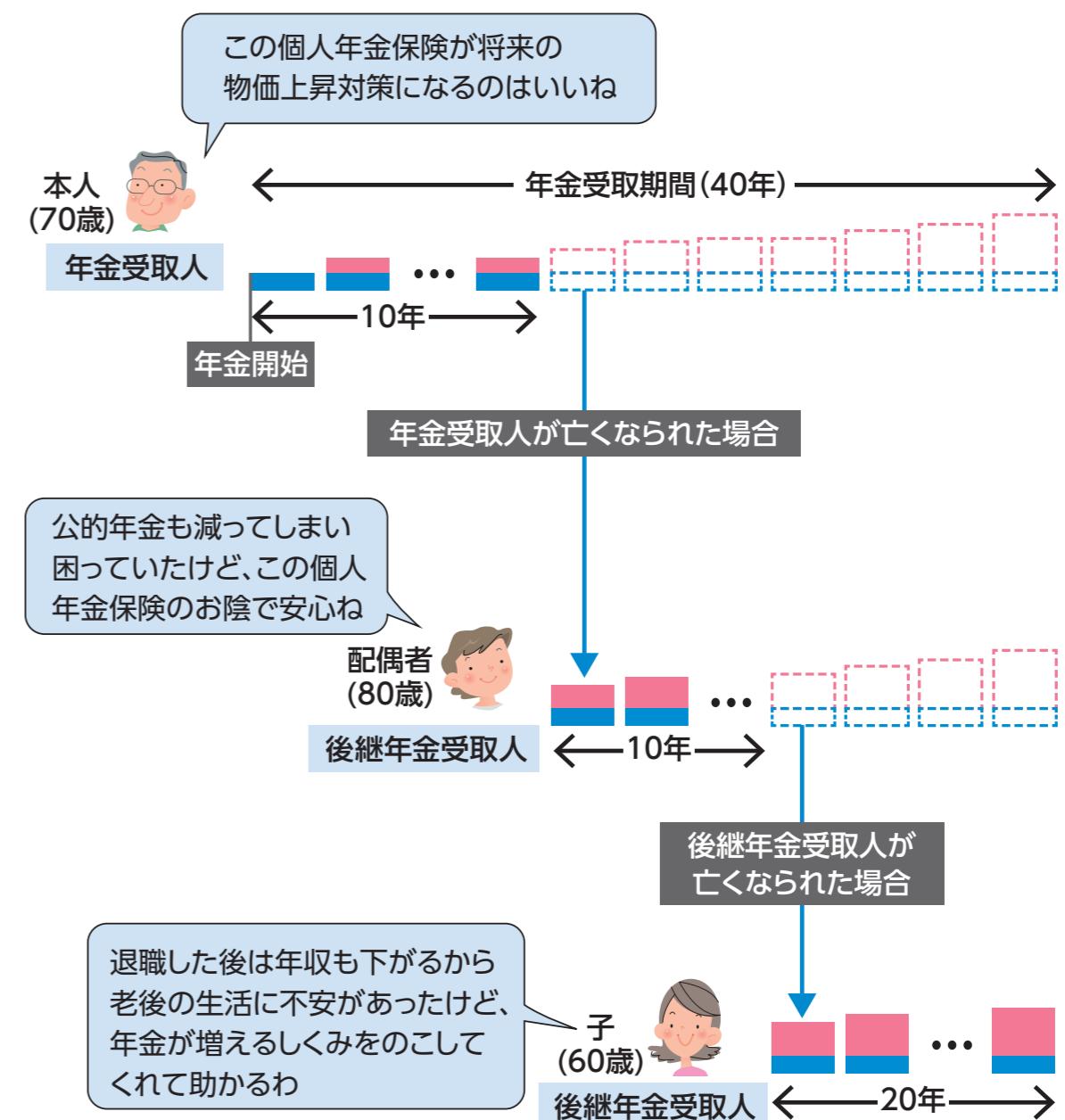
- ①被保険者 ②被保険者の戸籍上の配偶者 ③被保険者の3親等内の親族

## 後継年金受取人の活用例

契約者	被保険者	年金受取人	後継年金受取人	後継年金受取人*
	本人(70歳)	配偶者(70歳)	子(40歳)	

\*後継年金受取人(配偶者)が年金を受け取り始めたあと、新たに指定した後継年金受取人です。

### 【イメージ】年金受取期間40年の場合



※この活用例はイメージであり、すべてのお客さまに当てはまるわけではありません。

※上記はイメージ図の概略図であるため、年金額等の記載は省略しています。

しきみ  
特徴

契約概要

注意喚起情報

Web保険証券

法人の場合  
契約者

16



# 人生100年時代に寄り添う機能と サービスが充実しています

くわしくはPGF生命  
ホームページの  
「ご契約者さま」を  
ご確認ください。



## 機能・サービス

### 契約内容を家族にも 知ってもらいたいとき

#### PGFご家族登録サービス

登録されたご家族は以下のことができます。

- 契約内容の問い合わせ
- 各種請求書類の契約者宛ての送付依頼
- PGF生命マイページの利用

※事前登録が必要です。  
※各種お手続きは、原則、ご契約者さまご本人に行っていただきます。  
※未成年の方は登録ご家族にご指定いただけません。

### 意思表示が困難で各種手続き、 請求ができないとき

#### PGFあんしん 代理請求サービス

成年後見人の選任なく、推定相続人等\*がご契約者さまご本人に代わり、解約や年金等を請求できます。

\*契約者や受取人等の各種請求をする方が仮に死亡された場合に相続人となる方  
※事前登録は不要です。  
※指定代理請求特約が利用できる場合、指定代理請求特約が優先されます。  
※保険商品、請求内容により、取り扱いが異なりますので、詳細はホームページ等をご確認ください。

#### 指定代理 割り勘特約

被保険者が受取人となる年金等を指定代理請求代わって請求できます。

くわしくは 30ページ



### 受け取っている年金を 家族に贈与したいとき

#### 贈与送金サービス

年金開始時以降、受け取る年金額の全部または一部をご家族へ生前贈与できます。

本サービスを利用することで、一般的に必要な贈与契約書作成の手間を省くことができます。

くわしくは 34ページ



### 自分に万一のことが あったとき

#### 死亡保険金即日支払サービス

死亡保険金を簡単なお手続きで請求いただいたその日のうちに最高1,000万円までお受け取りいただけます。

※ご契約内容によっては、お取り扱いできない場合がございます。  
※ご連絡、請求書類ご提出の時刻等により、死亡保険金をその日のうちにお支払いできない場合があります。



特徴

契約概要

注意喚起情報

Web保険証券

法人の場合

## 付帯サービス

### 介護や健康の相談をしたいとき

#### 介護・健康ほっとライン

利用  
無料

##### 電話相談サービス・マイドクターサービス

電話

(提供:株式会社保健同人フロンティア)

- 電話相談サービス  
介護や健康に対する不安をいつでも無料で保健師、看護師、管理栄養士、ケアマネージャー等の相談員に相談できます。

- マイドクターサービス  
さらに専門的なご相談を希望の場合は、病状に応じて専門医にご相談いただけます。

### 認知機能低下リスクを知りたいとき

#### 脳の健康度チェックサービス

利用  
無料

##### のうKNOW® PGF生命マイページ

(提供:エーザイ株式会社)

4つのトランプテストを実施することで、脳の健康度をご確認いただけます。

- テスト  
内容
- 脳の反応速度チェック
  - 視覚学習チェック
  - 注意力チェック
  - 記憶力チェック



\*本サービスは、疾病(認知症含む)の予防や診断を目的としたものではありません。

### がんのリスクを知りたいとき

#### がんスクリーニング検査サービス

優待

##### サリバチェック

郵送

(提供:株式会社サリバテック)

早期発見に向けて、今現在、自分ががんに罹患しているかどうかのリスクをだ液を採取して送るだけでお自宅でもチェックいただけます。

- <チェックできるがんの種類>
- ・肺がん
  - ・膵がん
  - ・胃がん
  - ・大腸がん
  - ・乳がん(女性のみ)
  - ・口腔がん

\*優待価格をご利用いただけます。

### 家族の生活を見守りたいとき

#### 見守り・セキュリティ紹介サービス

優待

- ・HOME ALSOK みまもりサポート
- ・HOME ALSOK Connect

電話

(提供:ALSOK株式会社)

ALSOKが提供する各種セキュリティ・緊急通報サービスを優待価格でご利用いただけます。



# ご契約後にお送りする主な書類とPGF生命 マイページ

## ご契約後にお送りする主な書類

ご契約後

### ●生命保険証券・Web保険証券\*

保険契約の成立と契約の内容を証明する書類ですので大切に保管してください。  
\*保険証券の電子化に関する特約を付加している場合はPGF生命マイページにWeb保険証券を掲載のうえ、通知ハガキを郵送します(募集代理店によっては取り扱いしない場合があります)。

お申し込みから  
1~2週間後に  
交付します。

据置期間中

### ●米国ドル建個人年金保険(指数連動・上限率設定型)

#### 運用開始のお知らせ

米国ドル建個人年金保険(指数連動・上限率設定型)の運用を開始したことをお知らせします。

主な記載内容 一時払保険料 上限率

契約日の  
1~2週間後に  
送付します。

### ●生命保険料控除証明書(一般生命保険料控除)

生命保険料控除の適用を受ける場合に使用する証明書です。

※控除証明書電子交付サービスにお申し込みいただくことで、『マイナポータル』と連携いただけます。

※法人契約は対象外です。

控除証明書電子交付サービスについて、  
くわしくはPGF生命ホームページをご確認ください。  
<https://www.pgf-life.co.jp/procedure/bank/mynaportal/index.html>

ご契約いただいた年の  
10月ごろから  
送付します。

年金受取  
期間中

### ●年金証書・年金のお支払について

お受け取りになる年金額等を記載した書類です。

1回目の  
年金支払後に  
送付します。

### ●年金お支払のご案内

次年度の年金支払に関する記載をした書類です。

次年度以降の  
年金支払日の3ヶ月前に  
送付します。

### ●運用状況および指定為替レートのお知らせ

上限率や年金額等を記載した書類です。

次年度以降の  
契約応当日(年金支払日)に  
送付します。

### ●年金お支払明細書

お受け取りになる年金額等を記載した書類です。

2回目以降の  
年金支払後に  
送付します。

### ●年金据置のご案内

為替判定による支払特則により「据置」となった場合に据置金額等を記載した書類です。

為替判定による  
支払特則で据置と  
判定されたときに  
送付します。

## PGF生命マイページ

しきみ

契約概要

注意喚起情報

Web保険証券

契約者の場合

契約者、本商品の年金開始後の年金受取人および「PGFご家族登録サービス」に登録されているご家族がパソコン・スマートフォン\*から、各種サービスを利用することができます。

\*一部のOS・ブラウザからはご利用できません。

ご契約内容や  
積立金額・年金額の  
ご確認

住所、受取人変更や  
ご家族登録サービスの  
各種お手続き

生命保険料控除証明書や  
保険証券等の再発行

ご契約内容のお知らせ等の  
各種通知や保険証券を  
Web上でご確認

新規登録やログイン、サービスの詳細は、ホームページをご確認ください  
<https://www.pgf-life.co.jp/mypage/index.html>

PGF生命マイページのご案内

検索

- ご利用には、「PGF生命マイページ」の新規登録が必要です。  
※法人契約は登録できません。
- 未登録のお客さま\*へは、「PGF生命マイページ」のご案内についてSMSでもご連絡しています。  
\*お申し込み時に電話番号を携帯電話に設定されたお客さまとなります。
- 契約者、年金開始後の年金受取人および登録されているご家族でご利用いただけるサービスが異なります。
- ご契約内容やご契約の状態によっては、一部サービスをご利用いただけない場合があります。  
くわしくは、当社ホームページでご確認ください。

19

20

# 契約概要



## ご契約の前に十分にご確認ください。

「契約概要」は契約の内容等に関する重要な事項のうち、特にご確認いただきたい事項を記載しています。記載の支払事由や制限事項は概要や代表事例です。それぞれの詳細や主な保険用語の説明等について、くわしくは「ご契約のしおり・約款」に記載しておりますので、ご確認ください。

## 用語について

契約日	責任開始日の属する月の翌月1日となります。
責任開始日	一時払保険料相当額がPGF生命に着金した日です。
指数騰落率	S&P 500 <sup>®</sup> 指数が、運用対象期間の1年間でどれだけ上昇・下落したかを表した率です。
上限率	S&P 500 <sup>®</sup> 指数の指数上昇を積立金の運用に反映する際に、上限とする率です。
積立金投入額	一時払保険料のうち積立金に充当する金額をいいます。一時払保険料から、保険契約の締結に必要な費用、死亡保険金を支払うために必要な費用、年金受取総額・死亡一時金額を最低保証するために必要な費用を控除した金額となります。
積立金額	積立金投入額にそれまでに算出した積立金上昇額の累計額を加えた金額です。ただし、年金開始後は上記金額からそれまでに受け取った年金額および年金受取のための費用の累計額を控除した金額です。
積立金上昇率	積立金の運用において反映する指数騰落率をもとにした率をいい、指数騰落率がマイナスの場合には0とし、指数騰落率が上限率を上回る場合には上限率とします。
積立金上昇額	運用実績を積立金に反映する金額をいい、運用対象金額に積立金上昇率を乗じた金額とします。
運用対象金額	運用対象期間において参照指数の指数騰落率を反映する運用対象となる金額をいいます。
運用対象期間	指数騰落率などを判定する期間をいい、1年間となります。
贈与送金サービス	年金受取人が受け取る年金をご家族の口座へ直接送金するサービスです。

## 1 保険の特徴としくみ

### ■保険名称:米国ドル建個人年金保険(指数連動・上限率設定型)

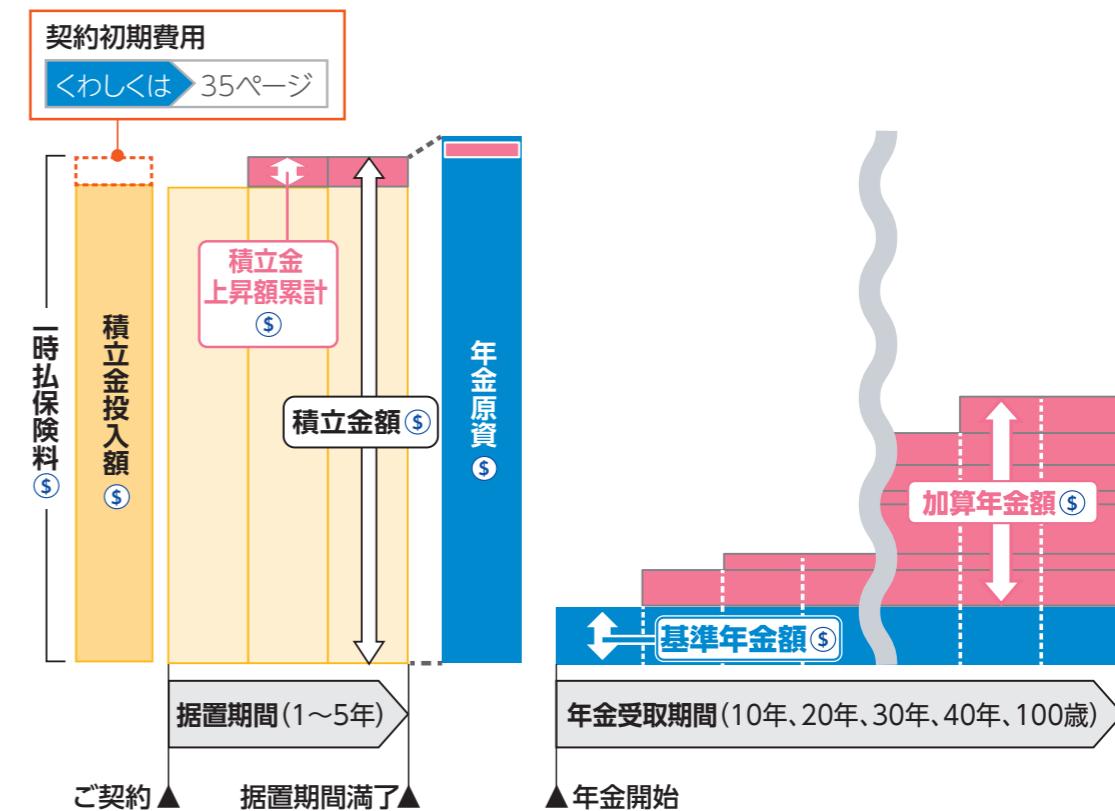
保険料一時払の契約に関する特則／為替判定による支払特則付

### ■保険の目的

この保険は、以下の意向があるお客さまにおすすめする商品です。

- 米ドル建ての個人年金保険で将来に向けた資産形成を行いたい。

### ■しくみ(イメージ)



### ■特徴

- 契約者または被保険者を年金受取人に指定し、年金を毎年受け取ることができます。
- 保険料を一時払でお払い込みいただく米ドル建ての個人年金保険です。
- 積立金の運用は契約日(責任開始日の属する月の翌月1日)から始まります。
- 契約日から年金受取期間満了まで、S&P 500<sup>®</sup>指数の1年ごとの指数騰落率を積立金に反映させます。

- 指数騰落率がプラスのとき、積立金額は増加します。また、増加には上限が設けられますが、マイナスのときには積立金額は減少しません。
- 年金受取期間中、S&P 500<sup>®</sup>指数に基づく運用が続くことにより、年金額を増加させる可能性が継続します。
- 年金等の授受は米ドルで行います。  
※円に換算して年金等をお取り扱いする特約もあります。
- 確定年金(指数連動・上限率設定型)の受取期間は、10年・20年・30年・40年・100歳年金から選択できます。
- 2年目以降の年金(最終年度の年金を除く)受取時に、為替相場に応じて「円での受取」または「米ドルでの据置」を自動で判定する取り扱いが可能です(為替判定による支払特則)。

## ■為替判定による支払特則

- 年金受取人は、1年目の年金請求時に50円から200円(1銭単位)の範囲で指定為替レートを設定できます。指定為替レートは、年金開始後に変更することも可能です。
- 指定為替レートと同じまたは円安の場合は、年金を円でお受け取りいただきます。
- 指定為替レートより円高の場合は、PGF生命所定の利率により年金を米ドル建てで据え置きます。この場合、S&P 500<sup>®</sup>指数を参照した運用は行いません。
- 指定為替レートを設定しない場合は、年金を円または米ドルでお受け取りいただきます。
- 1年目と最終年度の年金は為替判定を行わず、円または米ドルで年金をお受け取りいただきます。  
※1年目の年金については、指定為替レートを設定した場合、年金受取人の希望により米ドルで据え置くことも可能です。
- 最終年度の年金は、据え置いた年金もまとめてお受け取りいただきます。
- 年金の分割受取をする場合、年単位の契約応当日に為替判定を行います。分割受取日ごとに為替判定は行いません。
- この特則は自動的に付加され、特則のみの解約はできません。

## ■為替リスクについて

この保険は米ドル建てです。為替相場の変動によるリスクがあり、損失が生じることがあります。

- 一時払保険料を円で払い込むとき、「米ドルに換算した一時払保険料」は変動します。
- 年金等を円で受け取るとき、「受取時の為替相場による円換算累計受取額」が「円による一時払保険料の金額」を下回ることがあります。  
※為替リスクは、契約者および受取人が負います。

くわしくは 37ページ

## 2 積立金について

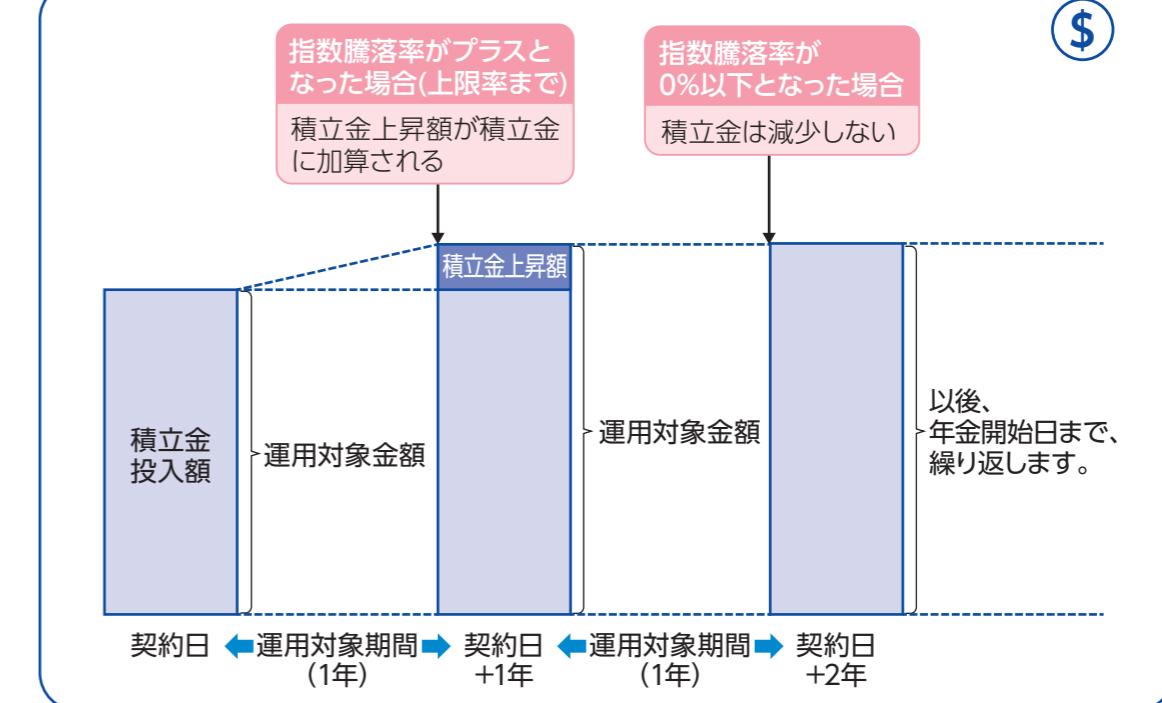
### ■年金開始日前

$$\text{積立金額} = \text{積立金投入額} + \text{それまでに算出した積立金上昇額の累計額}$$

・積立金上昇額は以下の式により計算され、各々の運用対象期間満了の翌日に計算します。

$$\text{積立金上昇額} = \text{運用対象金額} \times \text{積立金上昇率}$$

### 積立金計算のイメージ図



特徴

契約概要

注意喚起情報

Web保険証券

法人の場合

24

## ■年金開始日後

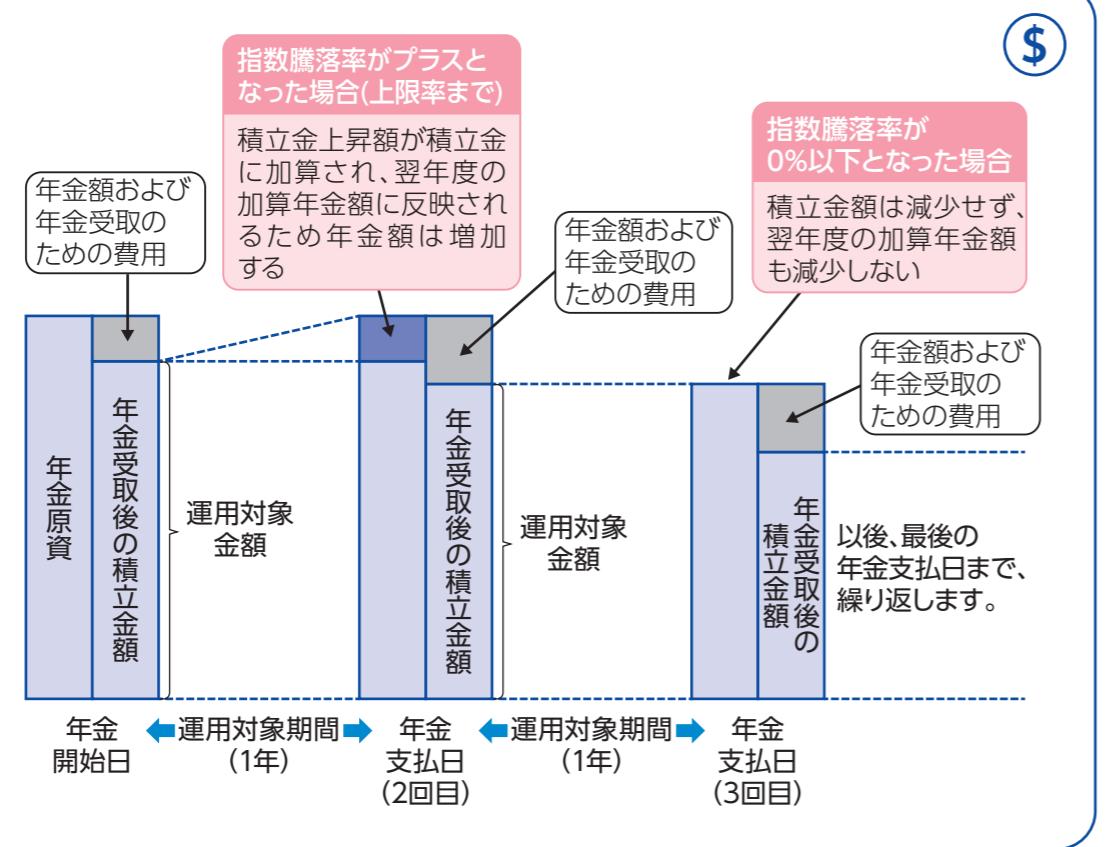
積立金額 = 積立金投入額

- + それまでに算出した積立金上昇額の累計額
- それまでに受け取った年金額および年金受取のための費用の累計額

・積立金上昇額は以下の式により算出され、各々の運用対象期間満了の翌日に計算します。

$$\text{積立金上昇額} = \text{運用対象金額} \times \text{積立金上昇率}$$

積立金計算のイメージ



## 3

## 年金額について

年金額はご加入時点で定まるものではありません。

年金受取期間中、参照指数での運用を行います。

### ●年金原資額

$$\text{年金原資額} = \text{積立金投入額} + \text{年金開始日に算出する積立金上昇額を含む、年金開始日までに算出した積立金上昇額の累計額}$$

### ●受取金額

$$\text{年金額} = \text{基準年金額} + \text{加算年金額} (+ \text{最終年金加算額}^{\ast 1})$$

<sup>＊1</sup> 最後の年金受取の際、年金受取総額が米ドル建ての一時払保険料額に満たない場合に、最終年金加算額としてその不足額をお受け取りいただきます。

・基準年金額は以下の式により計算されます。

$$\text{基準年金額} = \text{年金原資額} \div \left( \frac{\text{年金開始日における年金受取期間}}{\times (1+1.0\%^{\ast 2})} \right)$$

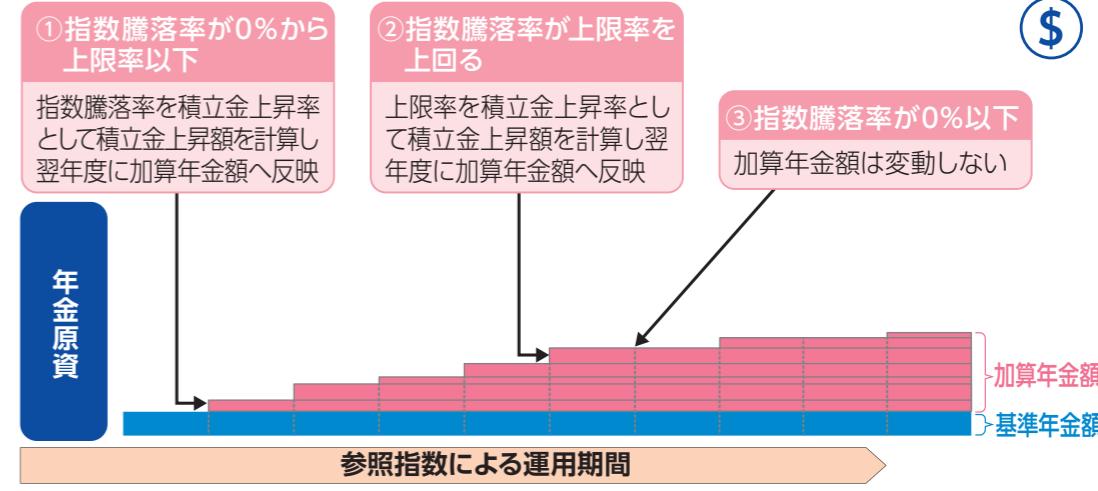
・加算年金額は以下の式により計算し、毎年累積されます。

一度発生した加算年金額は、以後参照指数が下落しても減少しません。

$$\text{加算年金額} = \frac{\text{年金支払日に算出される積立金上昇額}}{\div \left( \frac{\text{年金支払日における残りの年金受取期間}}{\times (1+1.0\%^{\ast 2})} \right)} + \text{年金支払日前の加算年金額}$$

<sup>＊2</sup> 年金管理費としてご負担いただく費用です。

イメージ



保険期間中、指数騰落率が一度もプラスとならない場合には、保険期間を通じて積立金上昇額はゼロとなります。この場合、米ドル建ての金額において積立金額は一時払保険料を必ず下回ります。ただし、この場合でも、米ドル建ての金額において最終の年金までの年金受取総額は米ドル建ての一時払保険料を最低保証します。

※米ドル建ての積立金額が一時払保険料を上回っていても、年金で受け取る場合にご負担いただく費用を控除することで、米ドル建ての年金受取総額が一時払保険料を下回る場合があります。その場合でも米ドル建ての一時払保険料を最低保証します。

しきみ  
特徴

契約概要

注意喚起情報

Web保険証券

法人の場合  
契約者

## 4 上限率について

上限率はS&P 500®指標の指標上昇を積立金の運用に反映する際に、上限とする率です。

- 上限率は参考運用利回りをもとに設定されます。

上限率と参考運用利回りの水準(目安)\*1

上限率	参考運用利回り
10%程度	5%程度
7%程度	4%程度
5%程度	3%程度
3%程度	2%程度

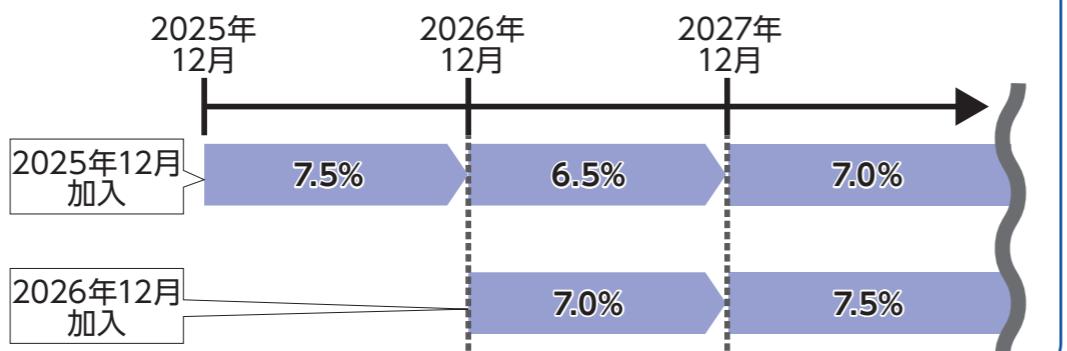
\*1 米国の金利情勢等に応じて上限率は異なる場合があります。

- 上限率は、毎月設定され、運用対象期間ごとに1年間適用されます。

\*契約日(責任開始日の属する月の翌月1日)の上限率が適用され、2年目以降は年単位の契約応当日の上限率が適用されます。

\*ご加入時期によって、上限率が異なる場合があります。

### ご参考 上限率の設定イメージ



- 上限率は、2.0%を下回らない数値で設定されます。

- 上限率設定時の金利情勢等によっては、上限率を設けないことがあります。

\*上限率を設けない場合、上限率を用いず指標騰落率に基づき積立金上昇率を設定します。また、この場合、PGF生命の定める方法で計算した率を積立金上昇率に加えることがあります。

- ご契約に適用される上限率は、設定後、書面等によって通知します。

- この保険は、S&P 500®指標を参考して積立金額を計算します。指標騰落率がマイナスの場合において積立金額は減少しませんが、その一方で指標騰落率がプラスの場合、積立金額の増加の限度として、上限率を設定します。



実際の積立金上昇率や上限率等の各種利率は、  
PGF生命ホームページをご参考ください。

<https://www.pgf-life.co.jp/st/products/sdia/01-1.html>



☞くわしくは「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。

### ● 参照運用利回り

運用対象期間ごとに予定利率から保険契約の維持に必要な費用および解約返戻金を支払うために必要な費用\*2として会社所定の率を差し引いた利回りです。

\*2 解約返戻金を支払うために必要な費用は据置期間中が対象となります。

### ● 予定利率

据置期間中	指標金利をもとにPGF生命の定める方法で計算した基準利率の-1.0%～+2.0%の範囲内でPGF生命が定めた利率です。
年金受取期間中	PGF生命が米国社債等の債券を中心とした運用に伴い設定する利率です。

### ● 指標金利

次の①②をPGF生命所定の割合で加重平均した利回りをいいます。

①格付会社によるA格相当以上(A+/A/A-)の信用格付けを有する米ドル建5年社債で構成される債券インデックス(USD US Industrials A+/A/A- 5年)

②期間1年の金利スワップレート(SOFR参照)と格付会社によるA格相当以上(A+/A/A-)の信用格付けを有する米ドル建5年社債で構成される債券インデックス(USD US Industrials A+/A/A- 5年)のクレジットスプレッドとの和

### ● 基準利率

据置期間 1年目(契約時)	契約日が属する月の前月26日(休業日の場合は、直後の営業日)の直前5営業日分の指標金利の平均値。
据置期間 2～5年目	年単位の契約応当日が属する月の前月26日(休業日の場合は、直後の営業日)の直前5営業日分の指標金利の平均値。 ただし、指標金利を計算する際に用いる①については、据置期間1年目と同じ率を用います。

\*将来の運用情勢の変化により当社が指定する利回りが算出されなくなったときまたは長期間にわたりこの保険の運用対象と明らかに連動しなくなったときなど、指標金利として用いることが適切でなくなった場合、当社は、主務官庁の認可を得て、指標金利を変更することができます。その場合、変更日の2か月前までに保険契約者へ通知します。

## 5 参照指数について

積立金の運用時に参考する指標はS&P 500®指標です。

- S&P 500®指標とは、S&Pダウ・ジョーンズ・インデックス社が公表している米国株式市場の株価指標のひとつであり、ニューヨーク証券取引所やNASDAQに上場している代表的な500銘柄の時価総額を元に算出されます。

\*参考指標が消滅する場合など特別な事情があるときには、参考指標をS&P 500®指標から変更することがあります。その場合、変更日の2か月前までに契約者へ通知します。

\*S&P 500®は、S&P Globalの一部門であるS&P Dow Jones Indices LLCまたはその関連会社(「SPDJI」)の商品であり、これを利用するライセンスがPGF生命に付与されています。S&P®およびS&P 500®は、S&P Globalの一部門であるStandard & Poor's Financial Services LLC(「S&P」)の登録商標で、Dow Jones®は、Dow Jones Trademark Holdings LLC(「Dow Jones」)の登録商標です。米国ドル建個人年金保険(指標連動・上限率設定型)は、SPDJI、Dow Jones、S&P、それらの各関連会社によってスポンサー、保証、販売、または販売促進されているものではなく、これらのいずれの関係者も、かかる商品への投資の妥当性に関するいかなる表明も行わず、S&P 500®のいかなる過誤、遗漏、または中断に対しても一切責任を負いません。

特徴

契約概要

注意喚起情報

Web約款証券

法人の場合

28

## 6 主な保障内容

### ■年金

被保険者が年金支払日に生存されているとき、年金受取人に年金をお受け取りいただきます。

※年金受取人が死亡された場合

据置期間中	所定の範囲内で新たな年金受取人をご指定いただきます
年金受取期間中	後継年金受取人が、年金受取人の権利および義務のすべてを承継します

#### ●年金支払日

第1回支払日	据置期間満了日の翌日(年金開始日)
2回目以降支払日	年金開始日後における年金開始日の年単位の応当日

#### ●年金種類

確定年金 (指数連動・上限率設定型)	年金受取期間:10年、20年、30年、40年、100歳*1 ※最終の年金受取年齢は110歳までとなる必要があります (100歳年金を除きます)。
-----------------------	--

\*1 100歳年金とは、「100歳一年金開始年齢」の年数分受け取れる確定年金で、最長40年までとなります。

※年金開始日前にご案内する書面により、年金開始日前までであれば、年金の受取にかえて、年金開始日における年金原資額の全部について一時受取を選択できます。この場合、ご契約は年金の一時受取を行ったときに消滅します。

#### ●年金の分割受取

・年金は年2・3・4・6・12回のいずれかの受取回数で分割受取できます。

※1回の受取金額が最低年金額(500米ドル)以上となる必要があります。

※分割受取する年金額は参照指数での運用を行いません。また、為替判定による支払特則での為替判定は年単位の契約応当日のみ行います。

・年6回を選択いただく場合、受け取る月を偶数月または奇数月から選択できます。

#### ●年金の一括受取

年金開始日以後、年金受取期間の残存期間に対応する積立金額の一括受取を請求できます。この場合、ご契約は年金の一括受取を行ったときに消滅します。

#### ●年金受取期間の変更

年金開始日前にご案内する書面により、年金開始日前までであれば、10~40年(1年単位)および100歳年金の範囲内で年金受取期間を変更できます。ただし、年金開始時の年齢により取り扱いできない年金受取期間があります。

※年金受取期間の変更についても、最終の年金受取年齢は110歳までとなる必要があります  
(100歳年金を除きます)。

※申込日からご案内書面が届くまでは、年金受取期間を変更することはできません。

### ■死亡保険金・死亡一時金

被保険者が次の支払事由に該当したとき、死亡保険金または死亡一時金をお受け取りいただきます。

給付の種類	支払事由	お受取金額	受取人
死亡保険金	被保険者が契約日前に死亡されたとき	一時払保険料相当額×1.01	死亡保険金受取人
	被保険者が据置期間中に死亡されたとき	次のいずれか大きい金額 ①一時払保険料相当額×1.01 ②被保険者が死亡された日の積立金相当額	
死亡一時金*2	被保険者が年金受取期間中に死亡されたとき	被保険者が死亡された日における次のいずれか大きい金額 ①積立金相当額 ②一時払保険料相当額 - 既に受け取った年金額総額	年金受取人

\*2 繼続して年金をお受け取りいただくこともできます。その場合も、参照指数での運用は継続します。また、年金支払日、基準年金額、加算年金額に変更はありません。

※死亡保険金または死亡一時金をお受け取りいただいた場合、ご契約は消滅します。

## 7

### 付加できる主な特約

#### ■指定代理請求特約

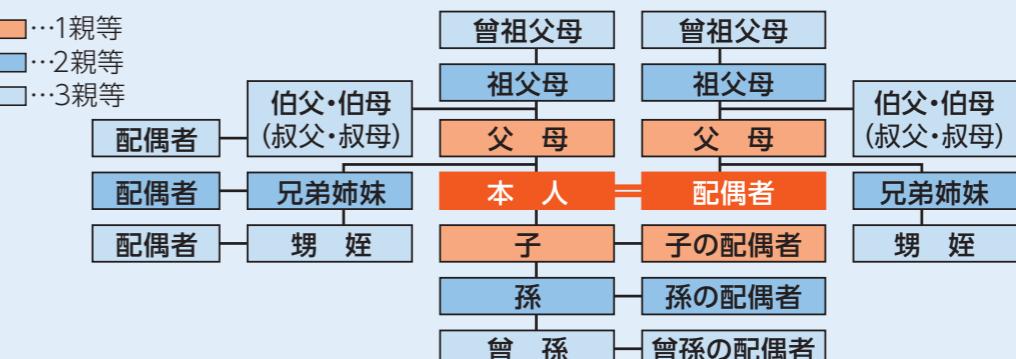
- 被保険者と受取人が同一人の契約で、「為替判定による支払特則」における指定為替レートの設定・変更や年金を請求できない所定の事情が被保険者にあるとき、指定代理請求人が代わって請求できます。
- 保険金等の受取人が法人の場合、この特約による代理請求を行うことができません。
- 指定代理請求人の指定には、あらかじめ被保険者の同意を得てください。
- 一契約あたり、1人を指定できます。

#### 【指定代理請求人の指定】

- 指定代理請求人は被保険者の同意のもと下記の範囲内から、**契約者が1人**指定します。
  - ①被保険者の戸籍上の配偶者
  - ②被保険者の3親等内の親族
- PGF生命が認めた場合**、下記の範囲内からも指定できます。
  - ③被保険者と同居または生計を一にしている者
  - ④被保険者の財産管理を行っている者
  - ⑤死亡保険金受取人
  - ⑥③から⑤と同等の関係にある者

※証明のため所定の書類が必要になることがあります。

親等図 3親等内の親族については以下親等図の範囲内となります。



- 指定代理請求人からご請求いただいた年金等は、受取人または指定代理請求人の口座へ送金します。

※指定代理請求人の固有の財産にはなりません。

- ご請求の際、指定代理請求人となる方へお支払いについて念書のご記入をお願いしています。

※本来の受取人と異なる方が受け取ることで、税務のお取り扱いが異なることがあります。

しきみ  
特徴

契約概要

注意喚起情報

Web約款証券

法人の場合

契約者が

30

## ■保険金等の支払方法の選択に関する特約

- 保険金や解約返戻金等の受取方法を変更できます。

※本特約を付加した場合、S&P 500® 指数を参照した運用は行いません。

※特約の対象が解約返戻金の場合、契約日から5年未満のご契約ではお取り扱いできません。

※契約者が法人の場合、保険金や解約返戻金のお支払いが生じる前に、この特約の付加を申し出ることができます。

・受取方法を年金に変更することができます。

・年金は年1・2・3・4・6・12回のいずれかの受取回数を選択できます。

・年6回を選択いただく場合、受け取る月を偶数月または奇数月から選択できます。

### 【年金の種類】

確定年金(年金支払期間指定型)	年金受取期間: 5~70年(5年単位)
確定年金(年金額指定型)	年金受取期間: 指定年金額により定まる期間 (5年以上1年単位)
保証期間付終身年金	保証期間: 5~20年(5年単位)
保証期間付夫婦連生終身年金	保証期間: 5~20年(5年単位)

※この特約を付加し、年金基金の設定を行ったときの基礎率(予定利率等)に基づいて、年金額(確定年金(年金額指定型))の場合は年金受取期間)を計算します。

※年金受取人が法人の場合、確定年金のみお取り扱いできます。

・最長で10年間、保険金等の支払いを据え置くことができます。

※PGF生命所定の利息をつけて据え置きます。PGF生命所定の利息は、金利情勢等により据置期間中に変更することがあります。

## ■円換算払込特約

- 米ドル建ての一時払保険料を、円で端数なくご指定のうえ、お払い込みいただけます。

## ■円換算支払特約

- 米ドル建ての死亡保険金・解約返戻金・年金等を、円でお受け取りいただけます。

### ご参考 米ドルまたは円への換算について

対象	換算レート*1	換算基準日
円換算払込特約 を付加して 円で払い込むとき	一時払保険料の円換算額	指定銀行の TTM+50銭 PGF生命受領日 (着金日)*2
円換算支払特約 を付加して 円で受け取るとき	年金(年金の原資を米ドルとし、 年金支払時に円換算する場合)	年金支払日の前日*3 指定銀行の TTM-1銭
	年金開始日における年金原資 の一時支払	年金開始日の前日*3
	年金の一括支払・死亡保険金 死亡一時金・解約返戻金	書類到着日の前日*3
為替判定による支払特約 による据置年金を 受け取るとき	年金の支払とあわせて 据置年金を支払う場合	年金支払日の前日*3 指定銀行の TTM-1銭
	据置年金の全額の請求が あった場合	書類到着日の前日*3
	死亡一時金または 年金の一括支払の支払と あわせて支払う場合	

\*1 PGF生命が指標として指定する銀行が公示する為替レートを対顧客電信相場の仲値(TTM)として用います。

\*2 PGF生命が指標として指定する銀行の休業日の場合、その日の直後のその銀行の営業日を換算基準日とします。

\*3 PGF生命が指標として指定する銀行の休業日の場合、その日の直前のその銀行の営業日を換算基準日とします。

## 8

## ご契約の諸条件

### ■契約年齢・年金開始年齢

契約年齢	年金開始年齢				
	10年確定年金	20年確定年金	30年確定年金	40年確定年金	100歳年金
0~89歳	1~90歳	1~80歳	1~70歳	60~90歳	

### ■保険期間

据置期間と年金受取期間の合計になります。

### ■保険料のお取り扱い

保険料払込方法	一時払(PGF生命指定の金融機関口座へのお振り込み)
最低保険料額	3万米ドル(円換算払込特約付加時は300万円)
最高保険料額	500万米ドル(円換算払込特約付加時は5億円) ※累計払込額で通算5億円(同一の被保険者に対し、当社の個人年金保険(指数連動・上限率設定型)に複数のご契約がある場合は通算して判定します)。 ※年金開始後のご契約とは通算を行いません。
取扱単位	100米ドル(円換算払込特約付加時は1万円)

### ■据置期間: 1~5年(1年単位)

年金開始日前までであれば据置期間を1~5年(1年単位)で短縮・延長できます。

なお、変更する前の据置期間と通算して5年間が上限となります。

※ご契約によって、お取り扱いできない年数があります。

※100歳年金で据置期間を短縮する場合でも、年金受取期間は40年間が上限となります。この場合、据置期間の短縮と同時に年金種類は40年確定年金に変更されます。

### ■年金額のお取り扱い

年金額の制限はありません。

※分割でお受け取りになる場合、1回の受取金額が最低年金額(500米ドル)以上となる必要があります。

### ■告知: なし

### ■年金受取人

契約者または被保険者

※契約者が法人の場合、年金受取人を被保険者とし、かつ死亡保険金受取人を契約者に指定することはできません。

### ■後継年金受取人

契約者(年金開始日以後は年金受取人)は、年金受取期間中に年金受取人が死亡されたとき、引き続き年金を受け取ることができる次の年金受取人(後継年金受取人)を指定できます。

※契約者は、お申し込み時に被保険者の同意を得て、後継年金受取人を指定してください。年金受取人が死亡された場合には、後継年金受取人が、年金受取人の権利および義務のすべてを承継します。

### ■後継年金受取人の指定

後継年金受取人は原則、下記の範囲内から1人指定します。なお、年金受取人と別人をご指定ください。

① 被保険者 ② 被保険者の戸籍上の配偶者 ③ 被保険者の3親等内の親族

### ■死亡保険金受取人

原則、被保険者の配偶者または3親等内の親族

ご契約内容(一時払保険料等)については、申込書または申込書控をご覧ください。

特徴  
しきみ

契約概要  
けいやく まき やう

注意喚起情報  
ちゆうひかげいじょうぶつ

Web保険証券  
w e b ほけん しょうけん

法人の場合  
かじんの ばあ

契約者が  
けいやく が じや

## 9 配当金

- この保険は無配当保険です。配当金はありません。

## 10 ご契約の解約と解約返戻金

- 年金開始日前であれば、保険契約を解約できます。
- 積立金額を解約返戻金としてお受け取りいただけます。
- 積立金の減額(一部解約)はお取り扱いできません。
- この保険は市場価格調整や解約控除はかかりません。

※市場価格調整とは解約返戻金額に対し市場金利を反映させるため解約返戻金額が増減するしくみのことを指し、解約控除とはご契約を解約・減額する場合などに控除する費用のことを指します。

くわしくは 37ページ

## 11 諸費用について

- この保険にはご負担いただく費用があります。

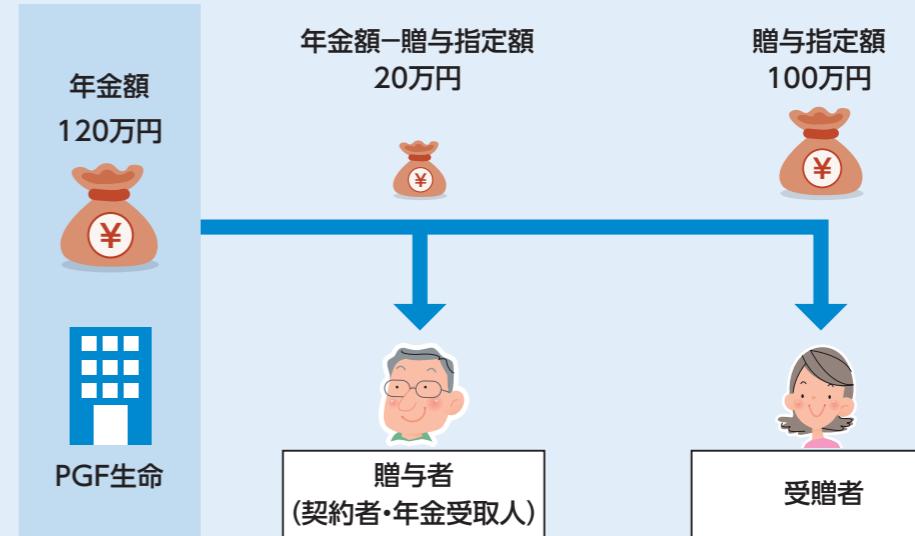
くわしくは 35~36ページ

### ご参考 贈与送金サービスのお取り扱い

- 年金開始日以降、保険契約で支払われる年金額の全部または一部を、受贈者へ生前贈与できます。
- 年金開始日前にお送りするご案内書面にてお申し込みいただけます。

贈与送金サービスのしくみ <年金額が120万円、贈与指定額\*100万円の場合>

年金額が贈与指定額を上回る場合は超過分を贈与者にお受け取りいただけます。



\*贈与者はお受け取りいただく年金額のうち、あらかじめ、受贈者へ贈与する金額の上限(贈与指定額)を設定いただけます。

\*年金額が贈与指定額を下回る場合、年金額全額が受贈者のお受取金額(贈与額)となります。

しきみ  
特徴

契約概要

注意喚起情報

Web保険証券

法人の場合  
契約者

# 注意喚起情報



## ご契約の前に十分にご確認ください。

「注意喚起情報」はご契約のお申し込みに際して特にご注意いただきたい事項を記載しています。「注意喚起情報」のほか、支払事由および制限事項の詳細やご契約の内容に関する事項について、くわしくは「ご契約のしおり・約款」に記載しておりますので、ご確認ください。

## ご契約にかかる費用について

ご契約にかかる費用の合計額は、「保険料より控除される費用」、「上限率を設定する際にかかる費用」および各種お取り扱い、お受け取りの際にご負担いただく費用となります。

### 保険料より控除される費用

お払い込みいただく一時払保険料から、保険契約の締結、死亡保険金を支払うためおよび年金総額・死亡一時金額を最低保証するために係る費用等<sup>\*1</sup>を、契約初期費用として差し引いた金額が参考指標を参照して運用されます。

\*1 死亡保険金を支払うためおよび年金総額・死亡一時金額を最低保証するために係る費用等は、据置期間および年金受取期間にわたりかかる費用を契約時にまとめてご負担いただきます。

契約初期費用は据置期間、性別および契約年齢（被保険者）によって異なり、以下の範囲となります。

項目	費用
契約初期費用	5.0%～6.1%

### 上限率を設定する際にかかる費用

項目	時期	費用	概要
保険契約の維持に係る費用	据置期間中・年金受取期間中	0.5%	上限率の設定時に参照する、設定時の金利情勢等によって定まるPGF生命所定の参考運用利回り <sup>*2</sup> からあらかじめ差し引きます。
解約返戻金を支払うために係る費用	据置期間中	0.1%	

\*2 PGF生命が米国社債等の債券を中心とした運用により設定する利回りとします。なお、本利回りは上限率の設定にあたり用いるもので、積立金額に反映するものではありません。

### 保険料を円でお払い込みいただく場合の費用

「円換算払込特約」を付加して保険料を円でお払い込みいただく場合の為替レートと仲値（TTM）との差額は、為替手数料として通貨交換時にご負担いただきます（PGF生命所定の為替レート 2025年12月現在：指定銀行のTTM+50銭）。

### 保険料を米ドルでお払い込みいただく場合、年金・保険金等を米ドルでお受け取りいただく場合の費用

- 取扱金融機関により諸手数料<sup>\*3</sup>（リフティングチャージ等）が必要な場合があります。
  - 米ドルで保険料をお払い込みいただく場合の手数料<sup>\*3</sup>（PGF生命の口座に送金するための送金手数料）をご負担いただく場合があります。  
\*3 金融機関ごとに手数料が異なるため、一律に記載することができません。くわしくは取扱金融機関にご確認ください。
  - 米ドルで年金・保険金等をお受け取りいただく場合の手数料（PGF生命からご契約者または受取人の口座に送金するための送金手数料）をお受取額より差し引くことがあります（受取時にPGF生命にご確認ください）。
- ※クーリング・オフ等で保険料を米ドルでお受け取りいただく場合の費用も同様です。

### 年金・保険金等を円でお受け取りいただく場合の費用

「円換算支払特約」を付加して年金・保険金等を円でお受け取りいただく場合の為替レートと仲値（TTM）との差額は、為替手数料として通貨交換時にご負担いただきます（PGF生命所定の為替レート 2025年12月現在：指定銀行のTTM-1銭）。

### 年金受取期間中に年金で受け取る場合にご負担いただく費用

年金開始日以後、受取年金額に対して1.0%（2025年12月現在）を年金管理費として年金支払日の積立金より控除します。

## 為替リスクについて

この保険は米ドル建てであり、保険料を円でお払い込みいただく場合、または年金・保険金等を円でお受け取りいただく場合等、為替相場の変動による影響を受けます。したがって、受取時の為替相場で円に換算した年金総額・保険金額等が円でお払い込みいただいた一時払保険料相当額を下回ることがあり、損失が生じるおそれがあります。

- 円で年金・保険金・解約返戻金等をお受け取りになる場合(円換算支払特約)、お受け取りになる金額はPGF生命所定の為替レートの変動に応じて、増減します。
- この保険にかかる為替リスクは保険契約者および受取人が負います。
- 為替相場の変動がなかった場合でも、為替手数料分のご負担が生じるため、お受取金額がお払い込みいただいた一時払保険料相当額を下回ることがあり、損失が生じるおそれがあります。
- クーリング・オフ等により、PGF生命が米ドルで保険料を返金した場合、返金された米ドルを円に換算したときに為替差損が生じる可能性があります。

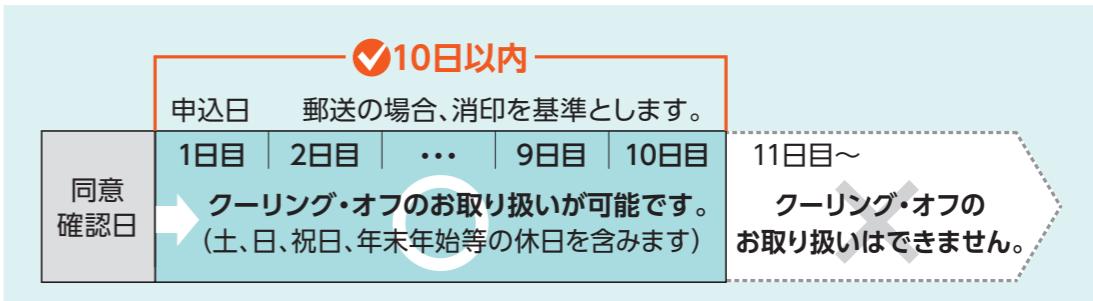
## 解約と解約返戻金について

- お払い込みいただいた一時払保険料は預貯金とは異なり、一部は保険契約の締結、死亡保険金を支払うためおよび年金総額・死亡一時金額を最低保証するために係る費用等の契約初期費用にあてられます。したがって、解約されると、解約返戻金額は米ドル建ての一時払保険料額を下回ることがあり、損失が生じるおそれがあります。
- 解約返戻金は、契約年齢(被保険者)、性別、据置期間等によっても異なります。

1

## お申し込みの撤回または解除(クーリング・オフ制度)について

- 申込者または契約者(以下「申込者等」といいます)は、申込日または本書面についての同意確認日(意向確認書兼適合性確認書の確認日)のいずれか遅い日からその日を含めて10日以内(土、日、祝日、年末年始等の休日を含む)であれば、電磁的記録または書面によりお申し込みの撤回またはご契約の解除(以下「お申し込みの撤回等」といいます)することができます。



- お申し込みの撤回等をされた場合、原則PGF生命にお払い込みいただいた保険料と同通貨で同額をご返金します。
- 円換算払込特約の付加有無等により、お申し込みの撤回等に伴いご返金する通貨が異なります。くわしくは、下記をご参照ください。

	保険料のお払い込み時の通貨	お申し込みの撤回等の際の返金通貨
円換算払込特約を付加する場合	円*1	円*3
円換算払込特約を付加しない場合	米ドル*2	米ドル*4

\*1 円換算払込特約に伴う為替手数料が発生します。

\*2 金融機関で円を米ドルに交換する場合、所定の手数料が発生します。また、お客様の口座からPGF生命の口座に送金するための、送金手数料が発生することがあります。

\*3 円でお払い込みいただいた金額と同額を返金いたします。

\*4 米ドルでお払い込みいただいた金額と同額を返金いたします。ただし、当時の資金が円の場合(金融機関で米ドルに交換した場合)、以下により、返金額が円ベースでは元本割れすることがあります。

①円から米ドルへの両替にかかる金融機関所定の手数料

②米ドルから円への両替にかかる金融機関所定の手数料

③送金および着金にかかる金融機関所定の手数料

④為替差損(益)

\*5 米ドルでお受け取りいただくための外貨預金口座をお持ちでない等の場合は、米ドルを円に換算してご返金します。その場合、為替差損が生じる可能性があります。

しきみ  
特徴

契約概要

注意喚起情報

Web保険証券

法人の場合  
契約者

## 【お申し込みの撤回等の方法】

電磁的記録による方法と、お申し込みの撤回等の意思を記載した書面をPGF生命本社宛に郵送もしくは直接提出していただく方法があります。  
※お申し込みの撤回等は募集代理店にお申し出いただいてもお手続きできません。PGF生命にお申し出ください。

### ＜電磁的記録の場合＞

PGF生命ホームページの「お問い合わせ」よりお申し出、お手続きください。



PGF生命ホームページ

<https://www.pgf-life.co.jp/inquiry/index.html>

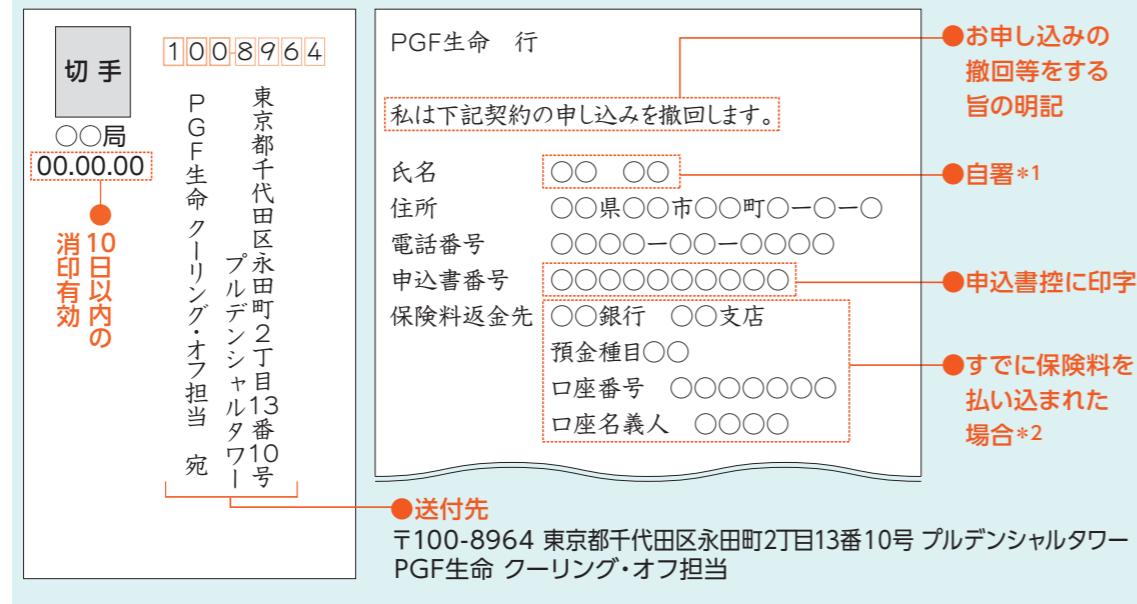


※契約者が法人の場合、法人印(申込書と同一印)の押印が必要となります(後日、PGF生命からお送りする書面に押印ください)。ホームページよりお申し込みの撤回等の手続きを完結させることはできません。

### ＜書面の場合＞

「お申し込みの撤回等をする旨」を明記のうえ、申込者等の氏名(自署)、住所、電話番号、申込書番号(申込書控に印字)、保険料返金先(返金口座)をご記入ください(契約者が法人の場合は申込書と同一印の押印をお願いします)。

#### お申出書面(封書)の記載見本



\*1 契約者が法人の場合、法人名・代表者名の明記および法人印(申込書と同一印)の押印が必要となります。

\*2 PGF生命にお払い込みいただいた保険料が外貨の場合は外貨口座をご記入ください。

#### 【お申し込みの撤回等のお取扱期限】

お申し込みの撤回等の方法	お取扱期限
電磁的記録	PGF生命が電磁的記録を受信した日が10日以内まで有効
書面の郵送	10日以内の消印まで有効
書面の直接提出	PGF生命本社で書面を受理した日が10日以内まで有効



以下の場合、お申し込みの撤回等(クーリング・オフ)はお取り扱いできません。

- 債務履行の担保のための保険契約である場合
- 既契約の内容変更(特約の中途付加等)の場合

## 2

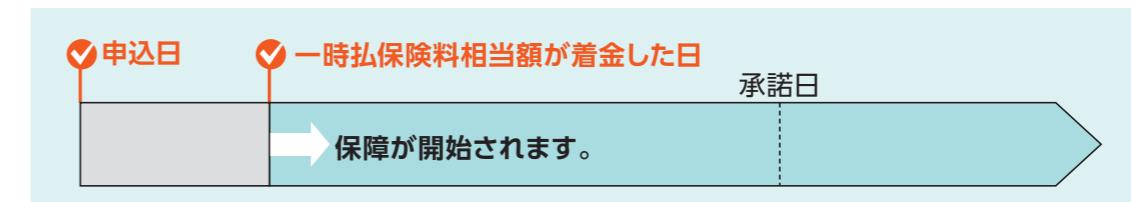
## 告知義務と契約確認について

- この保険のご契約に際しては、契約者および被保険者に対し、健康状態の告知を求めません。
- ご契約のお申し込み後または保険金等のご請求の際に、申込内容や保険金等の請求内容等について、**PGF生命社員またはPGF生命の委託を受けた者がご確認にお伺いすることができます**。その際、身分を証明できる書類等の提示をお願いすることがあります。
- 被保険者が入院中または入院・手術を予定されている場合や、余命宣告を受けている場合には、お申し込みいただけません。

## 3

## 保障を開始する時期(責任開始期)について

- PGF生命がご契約のお申し込みを承諾した場合には、**一時払保険料相当額のお払い込み(PGF生命への着金)**が完了した時から、ご契約の保障が開始されます。
- 責任開始日の属する月の翌月1日が契約日となります。



- 販売の担当者(生命保険募集人)は、お客さまとPGF生命の保険契約締結の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権はありません。したがって、保険契約はお客さまからの保険契約のお申し込みに対してPGF生命が承諾したときに有効に成立します。

## 4

## 保険金等をお支払いできない場合について (以下、代表的な例)

- 保険金等を詐取する目的で事故を起こしたときや、保険契約者、被保険者または保険金等の受取人が、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたとき等重大事由によりご契約または特約が解除された場合。
- 詐欺によりご契約が取り消しとなった場合や保険金等の不法取得目的があつてご契約が無効になった場合。
- 免責事由に該当した場合(責任開始日から2年以内の被保険者の自殺、契約者または受取人が故意に被保険者を死亡させた場合等)。

☞ くわしくは「**ご契約のしおり・約款**」をご確認ください。

しきみ  
特徴

契約概要

注意喚起情報

Web保険証券

法人の場合  
契約者が

## 生命保険会社の業務または財産の状況の変化による保険金額等の削減について

- 保険会社の業務または財産の状況の変化により、ご契約時にお約束した保険金額、年金額、給付金額等が削減されることがあります。
- PGF生命は、生命保険契約者保護機構に加入しています。生命保険契約者保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合、生命保険契約者保護機構により、保険契約者保護の措置が図られることがあります。この場合にも、ご契約時の保険金額、年金額、給付金額等が削減されることがあります。詳細については、下記までお問い合わせください。

生命保険契約者保護機構

TEL 03-3286-2820

月曜日～金曜日(祝日・年末年始を除く)午前9時～正午／午後1時～午後5時

ホームページアドレス <https://www.seihohogo.jp/>

## 預金等との違いについて

本商品はPGF生命を引受保険会社とする**保険商品**です。このため預金とは異なり、**元本の保証はありません。また、預金保険制度の対象ではありません(保険契約者保護機構制度の対象となります)**。

## 現在のご契約を解約・減額することを前提に新たなご契約のお申し込みをされる場合について

- 現在のご契約を解約・減額することを前提に新たなご契約のお申し込みをされる場合、**不利益となることがあります。**
- 解約・減額されるご契約の解約返戻金は多くの場合、払込保険料の合計額よりも少ない**金額となります。特に、ご契約後短期間で解約されたときの解約返戻金は、まったくないか、あってもごくわずかです。**
- 一定期間の契約継続を条件に発生する配当の請求権等を失う場合があります。**

## 税務のお取り扱いについて

### お払い込みいただく保険料について

お払い込みいただいた一時払保険料のうち一定の金額が契約者のその年の所得から差し引かれ、所得税と住民税の負担が軽減されます。

※受取人が契約者あるいはその配偶者またはその他の親族の場合に適用されます。

保険料	対象
主契約(一時払保険料)	一般生命保険料控除

※一時払保険料はご契約の年のみ対象となります。

※介護医療保険料控除、個人年金保険料控除の対象とはなりません。

### 年金にかかる税金について

契約内容	契約例			税金の種類
	契約者	被保険者	年金受取人	
確定年金 <sup>*1</sup>	契約者と受取人が同一の場合	本人	本人	本人 所得税(雑所得) +住民税 <sup>*2</sup>
	契約者と受取人が異なる場合	本人	配偶者	配偶者 <初年度> 贈与税 <sup>*3</sup>

\*1 保険金等の支払方法の選択に関する特約による年金受取りの場合は、税務取扱いが異なる場合があります。

\*2 每年の年金受取(据置)時に課税されます。なお、「為替判定による支払特則」により年金が据え置かれた場合、据え置いた年金の受取時に為替差益に対して所得税(雑所得)と住民税が課税されることがあります。

\*3 年金の受取開始時に年金受給権の評価額に対して贈与税が課税されます。

\*4 2年目以降毎年の年金受取(据置)時に、初年度に贈与税が課税された以外の部分に対して、所得税(雑所得)と住民税が課税されます。また、雑所得の金額は課税部分の年金収入金額から課税部分に対応する保険料等を差し引いた金額となります。なお、「為替判定による支払特則」により年金が据え置かれた場合、据え置いた年金の受取時に為替差益に対して所得税(雑所得)と住民税が課税されることがあります。

※被保険者が年金受取期間中に死亡された場合にお支払いする死亡一時金について、相続税の課税対象となる場合でも相続税法第12条(生命保険金の非課税枠)の適用対象とはなりません。

### 死亡保険金にかかる税金について

- 死亡保険金にかかる税金は、契約形態によって異なります。

契約内容	契約例			税金の種類
	契約者	被保険者	死亡保険金受取人	
契約者と被保険者が同一の場合	本人	本人	配偶者	相続税
契約者と受取人が同一の場合	本人	配偶者	本人	所得税(一時所得) +住民税
契約者、被保険者、受取人がそれぞれ異なる場合	本人	配偶者	子	贈与税

契約者と被保険者が同一人で、死亡保険金受取人が相続人の場合、相続税法第12条の適用により、他の死亡保険金等と合算して、「生命保険金の非課税枠(500万円×法定相続人の数)」まで非課税となります。

## 解約返戻金にかかる税金について

解約された場合、解約差益に対して20.315%が源泉分離課税されます。

### 【一時所得について】

年間50万円の特別控除があり(他の一時所得と合算されて適用されます)、特別控除の50万円を超える部分について、その2分の1の金額が他の所得と合算されて総合課税されます。

$$\text{一時所得の課税対象金額} = \{[\text{収入} - \text{必要経費}] - \text{特別控除}\} \times 1/2$$

(受取額) (払込保険料等) (50万円)

## 外貨建ての税務上の換算レートについて

この保険の税法上のお取り扱いについては円建ての生命保険と同様になります。一般的に下記の為替レートを適用し、円換算するものとされています。くわしくは、所轄の税務署等にご確認ください。

項目	換算基準日	換算時の為替レート*1
一時払保険料*2	保険料受領日	TTM(対顧客電信仲値)
死亡保険金*3	〈相続税・贈与税の対象となる場合〉被保険者の死亡日	TTB(対顧客電信買相場)
死亡一時金*3	〈所得税の対象となる場合〉被保険者の死亡日	TTM(対顧客電信仲値)
年金*3	年金支払日	
年金原資の一時支払*3	一時金支払日	TTM(対顧客電信仲値)
解約返戻金*3	解約日	

\*1 PGF生命の行う税務計算上はPGF生命が指標として指定する銀行のTTM(対顧客電信仲値)およびPGF生命所定のTTB(対顧客電信買相場)に準じる為替レートを用います。

\*2 円換算払込特約により円で保険料をお払い込みになっている場合は、円でお払い込みいただいた金額となります。

\*3 円換算支払特約により円でお受け取りになっている場合は、円で受け取った金額となります。



米ドルでお支払いする保険金額等に所得税額または源泉所得税額等が発生する場合、保険金額等および一時払保険料に所定の為替レートを適用して円に換算し税額を計算します。そのため、「お支払いする保険金額等の円換算日の所定の為替レート」が「一時払保険料の円換算日の所定の為替レート」に比べ、一定水準以上円安に進むと、米ドルを基準とした場合、これらの税負担により、税引後のお支払額(米ドル)が一時払保険料(米ドル)を下回る場合があります。

くわしくは「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。

( 2025年9月現在の税制に基づくもので、将来変更されることがあります。 )  
( 個別の税務取扱いにつきましては、所轄の税務署等にご確認ください。 )

## 参考 年金にかかる税務取り扱いについて

### 年金の課税について

毎年受け取る年金額は、所得税(雑所得)と住民税の対象となります。受け取った年金額から必要経費を差し引いて雑所得の計算をします。

$$\text{雑所得} = \text{年金額}^*1 - \text{必要経費}$$

$$\text{必要経費} = \text{一時払保険料相当額}^*2 \div \text{年金受取期間}$$

\*雑所得が20万円を超過する場合、確定申告が必要となります。

\*1 米ドルでお受け取りいただく場合は、年金支払日におけるPGF生命が指標として指定する銀行のTTM(対顧客電信仲値)で円換算した金額となります。円換算支払特約により円でお受け取りいただく場合は、円で受け取った金額となります。

\*2 米ドルで保険料をお払い込みになっている場合は、保険料受領日におけるPGF生命が指標として指定する銀行のTTM(対顧客電信仲値)で円換算した金額となります。円換算払込特約により円で保険料をお払い込みになっている場合は、円でお払い込みいただいた金額となります。

### 雑所得の計算例

●一時払保険料相当額(円換算額):900万円

●年金原資額:1,000万円

●年金受取期間:10年

●年金額(円換算額):下表参照

(万円)

支払年度	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目	9年目	10年目
年金額	99	103	103	111	119	119	122	130	140	145
必要経費	90	90	90	90	90	90	90	90	90	90
雑所得	9	13	13	21	29	29	32	40	50	55

\*上記はイメージであり、実際のご契約内容を示すものではありません。

### <(例) 9年目の場合>

$$\text{必要経費} = 900\text{万円}(一時払保険料相当額) \div 10\text{年}(年金受取期間)$$

$$= 90\text{万円}$$

$$\text{雑所得} = 140\text{万円}(年金額) - 90\text{万円}(必要経費)$$

$$= 50\text{万円}$$

## 年金所得者の申告不要制度について

年金所得者の確定申告手続きの負担軽減を目的として「確定申告不要制度」が導入されました。以下の条件すべてに当てはまる場合、確定申告は不要です。

①公的年金等の収入金額の合計金額が400万円以下

②公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下

\*①の公的年金等の収入金額の合計が400万円以下であっても、それ以外の所得が20万円超である場合は確定申告が必要です。

\*②の所得金額とは①以外の総収入金額(給与所得・生命保険や共済などの契約に基づく年金・生命保険の満期返戻金など)から必要経費などを差し引いた金額です。

\*本制度は公的年金等の全部が源泉徴収の対象となる場合に適用となります。

\*確定申告が不要な場合でも、住民税の申告が必要な場合があります。

※税務の取り扱いは将来変更されることがあります。

## 9 保険金等のご請求について

保険金等の支払事由が生じた場合、下記お問い合わせ窓口までご連絡ください。

お問い合わせ窓口:保険金請求専用ダイヤル

通話料無料 **0120-56-4861**

<受付時間>平日9:00~18:00/土曜9:00~17:00(日・祝日・12/31~1/3を除く)

- お客様からのご請求に応じて、保険金等のお支払いを行う必要がありますので、保険金等の支払事由が生じた場合だけでなく、お支払いの可能性があると思われる場合や、ご不明な点が生じた場合等についても、すみやかにPGF生命にご連絡ください。
- PGF生命からのお手続きに関するお知らせ等、重要なご案内ができないことがありますので、契約者のご住所等を変更された場合には、すみやかにPGF生命コールセンター(0120-56-2269)までご連絡ください。
- 支払事由が発生する事象、ご請求手続き、保険金等をお支払いする場合またはお支払いできない場合については、「ご契約のしおり・約款」、「PGF生命ホームページ」、「保険金などのご請求等のご案内」に記載していますので、あわせてご確認ください。
- 保険金等の支払事由が生じた場合、ご加入のご契約内容によっては、複数の保険金等の支払事由に該当することがありますので、ご不明な点がある場合等はご連絡ください。
- 被保険者と受取人が同一人となる年金等について、受取人が請求できない所定の事情がある場合、指定代理請求人が請求することができます。指定代理請求人に対し、支払事由および請求できる場合があることを、あらかじめお伝えください。

☞くわしくは「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。

## 10 お問い合わせ窓口について

生命保険のお手続きやご契約に関する苦情・相談につきましては下記お問い合わせ窓口までご連絡ください。

お問い合わせ窓口:PGF生命コールセンター

通話料無料 **0120-56-2269**

<受付時間>平日9:00~18:00/土曜9:00~17:00(日・祝日・12/31~1/3を除く)

- この商品に係る指定紛争解決機関は(一社)生命保険協会です。
- (一社)生命保険協会の「生命保険相談所」では、電話・文書(電子メール・FAXは不可)・来訪により生命保険に関するさまざまな相談・照会・苦情をお受けしています。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしています(ホームページアドレス https://www.seiho.or.jp/)。お問い合わせ先については、PGF生命コールセンターまでご照会ください。
- 生命保険相談所が苦情のお申し出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1ヶ月を経過しても、契約者等と生命保険会社との間で解決がつかない場合については、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、契約者等の正当な利益の保護を図っています。
- PGF生命の個人情報保護方針についてはPGF生命ホームページ(<https://www.pgf-life.co.jp>)に掲載をしていますのでご覧いただか、お問い合わせ窓口までご連絡ください。

## 11 その他ご確認いただきたい事項について

- 保険料を借入金で調達してのお申し込みおよび借り入れを前提としたお申し込みはできません。
- 保険金等のお支払いのご請求をする権利は、その請求権者がその権利を行使できるようになった時から3年を過ぎますと、時効によって消滅します。
- 年金開始日以後は、ご契約を解約することができません。ただし、年金開始日以後、年金受取人は、将来の年金の支払いにかえて、年金受取期間の残余期間に対する年金の現価に相当する金額を、一括でお受け取りいただくことができます。この場合、ご契約は年金の一括支払いを行ったときに消滅します。
- 被保険者と契約者が異なる場合、一定の事由に基づき、被保険者は契約者に対してご契約の解約を請求することができます。この場合、被保険者から解約の請求を受けた契約者は、ご契約の解約を行う必要があります。

しきみ  
特徴

契約  
概要

注意  
喚起  
情報

Web  
保険  
証券

法人の  
場合  
契約者



## 「Web約款」のご案内

Web約款とは、PGF生命のホームページにて、いつでも閲覧・ダウンロードいただける「ご契約のしおり・約款」\*1です。ご覧になりたい箇所を検索、文字を拡大することができます。

「Web約款」はこちらからご確認ください。

Web約款番号\*2  
2801



\*1 「ご契約のしおり」は、ご契約内容にかかる重要事項や諸手続などについてわかりやすく記載したもので、「約款」はご契約内容に関する取り決めを記載したものです。

\*2 PGF生命のホームページ(<https://www.pgf-life.co.jp/>)のトップページにWeb約款番号入力欄がございます。



## 「生命保険証券(Web保険証券)」のご案内

PGF生命マイページにて閲覧・ダウンロードいただける「生命保険証券(Web保険証券)」をおすすめしています。

※お申し込み時に保険証券の電子化に関する特約\*1\*2を付加した場合、PGF生命マイページに生命保険証券(Web保険証券)を掲載します。なお、ご利用にはPGF生命マイページの新規登録が必要です。

- 生命保険証券(書面)を紛失する心配がありません。
- 生命保険証券(書面)不着の心配や、ご不在時の再配達依頼の手間がなくなります。
- SDGsの観点から、紙の削減による環境保護や資源効率向上につながります。

\*1 保険契約者を変更した場合や、PGF生命マイページの登録を解除した場合、特約は消滅し、書面の生命保険証券をお届けします。なお、特約はお申し込み時点における当社所定の範囲内でのお取り扱いとなります。

\*2 募集代理店によってはこの特約をお取り扱いしていない場合があります。

## PGF生命について

PGF生命は世界最大級の金融サービス機関  
「プルデンシャル・ファイナンシャル」の一員です。

当社は日本のプルデンシャル・グループにおける代理店チャネル専業会社として、2010年に創業しました。

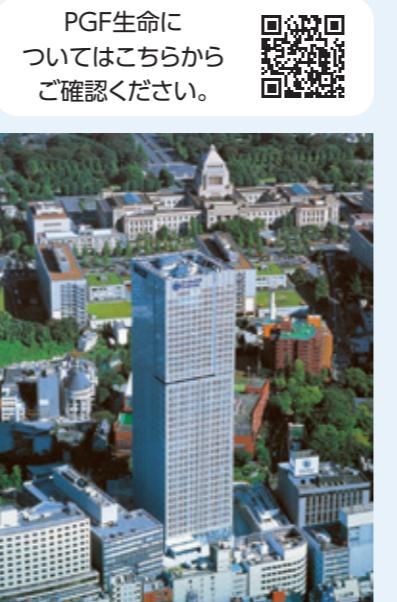
### ■日本におけるプルデンシャル・グループのご紹介

プルデンシャル・ホールディング・オブ・ジャパン(保険持株会社)

プルデンシャル生命 PGF生命 ジブラルタ生命

PGフレンドリー・パートナーズ(保険代理店)

「PGF生命」は「プルデンシャル ジブラルタ ファイナンシャル生命」の略称です。



本社 プルデンシャルタワー  
(東京 永田町)

## 個人情報のお取扱いについて(ご契約者さま・被保険者さまへ)

このお知らせは、PGF生命の生命保険契約の契約者および被保険者となられる皆さまの個人情報のお取扱いについてまとめたものです。下記の明示事項および同意事項をご確認のうえお申し込みください。

※個人情報のお取扱いに関する詳細は、当社ホームページの個人情報保護方針(<https://www.pgf-life.co.jp/privacy/index.html>)をご確認ください。

### ④ 本申込みにおいて取得する個人情報についてサービスのご提供等のために利用します

明示事項

PGF生命は、生命保険業に伴って取り扱う個人情報につきましては、お客さまとの取引を安全かつ確実に進め、より良い商品・サービスを提供させていただくために、下記の目的で取得・管理・利用します。なお、医療・健康情報等の機微(センシティブ)情報(要配慮個人情報を含みます)については、保険業法施行規則において、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる目的にその利用が限定されています。

- ①各種保険契約のお引受け、ご継続・維持管理、保険金・給付金等のお支払い
- ②関連会社・提携会社等を含む各種商品・サービスのご案内・提供、ご契約の維持管理
- ③PGF生命の業務に関する情報提供・運営管理、商品・サービスの充実
- ④その他保険に関する業務

### ④ 必要な範囲で医療・健康情報等の機微(センシティブ)情報(要配慮個人情報を含みます)を取得、利用または第三者提供します

同意事項

PGF生命は、各種保険契約のお引受け・継続・維持管理、保険金・給付金等のお支払い、保険商品の開発、保険事業の公平性確保、保険制度の健全性維持、保険集団全体の公平性確保等、生命保険事業の適切な業務運営を確保する必要性から業務遂行上必要な範囲で、医療・健康情報等の機微(センシティブ)情報(要配慮個人情報を含みます)を取得、利用または第三者提供致します。

取得した機微(センシティブ)情報(要配慮個人情報を含みます)等の個人情報は担当部門以外に業務上適切な範囲で契約者・被保険者・募集関係人・事務担当者等に知らせることがあります。なお、機微(センシティブ)情報(要配慮個人情報を含みます)等の個人情報は既に取得しているものも含みます。

また、お申込内容の確認等をさせていただくことがありますが被保険者さまの機微(センシティブ)情報(要配慮個人情報を含みます)等の個人情報についてご契約者さま等より取得する場合があります。

### ④ 保険契約が締結に至らなかった場合や消滅した後も個人情報を保持します

同意事項

PGF生命は、機微(センシティブ)情報(要配慮個人情報を含みます)を含め本申込みにおいて取得した、または既に取得している個人情報について、ご契約が締結に至らなかった場合や解約、保険期間満了後等保険契約が消滅した後も保持致します。なお、取得した申込関係書類等についての返却は行いません。

### ④ 個人情報を再保険会社(外国にある会社を含みます)に提供することがあります

同意事項

PGF生命は、各種保険契約のお引受けの判断を照会したり、お引受けした保険契約の引受リスクを適切に分散したりするために、再保険(再々保険以降の出再を含みます)を行うことがあります。この場合、PGF生命は再保険会社(外国にある会社を含みます)が各種保険契約のお引受け、継続・維持管理、保険金・給付金等のお支払い等に利用するために、再保険の対象となる保険契約の特定に必要な保険契約者の個人情報のほか、被保険者氏名、性別、生年月日、保険金額等の契約内容に関する情報、および健康状態に関する情報等当該業務遂行に必要な個人情報を再保険会社(外国にある会社を含みます)に提供することがあります。

また、提供する個人情報には受取人、指定代理請求人、ご家族情報等が含まれる場合がございますので、あらかじめご契約者さまよりご説明、ご了解をいただいたうえでお申込みくださいますようお願い致します。

### ④ 個人情報を医療機関等に照会・提供することがあります

同意事項

PGF生命は、医療機関へ前述「各種保険契約のお引受け、ご継続・維持管理、保険金・給付金等のお支払い」の利用目的達成のために業務上適切な範囲で既に取得しているものも含めてお申込内容等の個人情報を照会・提供する場合があります。

### ④ 個人情報をお客さまが所属する団体に提供することがあります

同意事項

勤務先等の団体扱・団体扱等で加入される場合、PGF生命はお客さまの所属する団体へ前述の利用目的達成のために業務上適切な範囲でお申込内容等の個人情報を提供する場合があります。

### ④ ジブラルタ生命との間で個人情報を相互に提供します

同意事項

PGF生命は、PGF生命のグループ会社であるジブラルタ生命に加入されているご契約がある場合、機微(センシティブ)情報(要配慮個人情報を含みます)を含め本申込みにおいて取得したまたは両社がすでに取得している個人情報について、PGF生命とジブラルタ生命の間で相互に提供します。提供された個人情報はご契約内容のご照会、ご継続・維持管理、保険金・給付金等のお支払いその他各種手続きのために利用します。

### ④ 保険契約等のお引受け・保険金等のお支払いの判断の参考とするために、ご契約内容が登録されます

明示事項

PGF生命は、(一社)生命保険協会(「協会」)、協会加盟の他の各生命保険会社および全国共済農業協同組合連合会(総称して「各生命保険会社等」とともに、保険契約もしくは共済契約等(「保険契約等」)のお引受けの判断または保険金もしくは給付金等(「保険金等」)のお支払いの判断の参考とする目的として、保険契約等に関する所定の情報(被保険者名、死亡保険金額、入院給付額等)を協会に登録しております。

協会に登録された情報は、同じ被保険者について保険契約等のお申込みがあった場合または保険金等のご請求があった場合、協会から各生命保険会社等に提供され、各生命保険会社等において前述の目的のため利用されることがあります。また、協会の会員生命保険会社につきましては(一社)生命保険協会ホームページ(<https://www.seijo.or.jp/>)をご覧ください。

### ④ お支払い等の判断のために、各生命保険会社等と情報を共同して利用することがあります

明示事項

PGF生命は、(一社)生命保険協会、(一社)生命保険協会加盟の各生命保険会社、全国共済農業協同組合連合会、全国労働者共済生活協同組合連合会および日本共済生活協同組合連合会(以下「各生命保険会社等」といいます)とともに、お支払いの判断または保険契約もしくは共済契約等(以下「保険契約等」といいます)の解除もしくは無効の判断(以下「お支払い等の判断」といいます)の参考とする目的として、PGF生命を含む各生命保険会社等の保有する保険契約等に関する、ご契約のしおりに記載された相互照会事項記載の情報を共同して利用しております。

保険金、年金または給付金のご請求があった場合や、これらに係る保険事故が発生したと判断される場合に、「支払査定時照会制度」に基づき、(1)被保険者の氏名、生年月日、性別、住所(2)保険事故発生日、死亡日、入院日・退院日、対象となる保険事故(照会を受けた日から5年以内)(3)保険種類、契約日、復活日、保険契約者の氏名および被保険者との続柄、死亡保険金等受取人の氏名および被保険者との続柄、死亡保険金額、給付金日額、各特約内容、保険料および払込方法等の全部または一部について、(一社)生命保険協会を通じて照会をなし、他の生命保険会社等から情報の提供を受け、また他の生命保険会社等からの照会に対し情報を提供することができます。

これらの情報は、各生命保険会社等によるお支払い等の判断の参考とするため利用されることがあります。(一社)生命保険協会加盟の各生命保険会社につきましては(一社)生命保険協会ホームページ(<https://www.seijo.or.jp/>)をご覧ください。

特徴

契約概要

注意喚起情報

Web約款

法人の場合

48

# 契約者が法人の場合にご留意いただきたいこと

## 「保障」等を重視した募集を行っております。

契約者が法人の場合、以下の点をご確認のうえでお申し込みください。なお、保険本来の趣旨を逸脱する行為を主たる目的とするような保険契約でのお申し込みやご加入後のお手続きはおすすめしておりません。

- 法人向け保険は、被保険者さまに萬一のことがあった場合、(死亡)保険金等を事業保障資金等の財源としてご活用いただくための、「保障」等を目的とする商品です。[お客さまニーズとの関係について](#)は、[設計書やこの契約締結前交付書面\(契約概要/注意喚起情報\)兼パンフレット等でもご確認ください。](#)
- 「支払保険料」を損金算入しても、「保険金」や「解約返戻金」等は益金に算入され、原則、課税される金額は同額となり、[節税効果はありません](#)。法人から役員等への名義変更についても、原則、[節税効果はありません](#)。
- 保険本来の趣旨を逸脱する行為、例えば、「保険料の損金算入や課税時期の繰り延べによる法人税額の圧縮」を主たる目的とする保険加入や名義変更等は、税務署等からも租税回避行為と認識される可能性があることから、おすすめしておりません。
- 保険会社は、法令に基づく税務署等からの照会に対して、保険契約の内容に関する情報を提供します。

## ご加入時

には保険本来の趣旨を逸脱するようご加入を防止するため、以下を主たる目的とする提案はいたしません。

法人税額の軽減	保険料の損金算入や課税時期の繰り延べによる法人税額の圧縮を主たる目的とするもの(30万円特例*を活用したもの)などを
法人から役員等への資金移転	個人負担を抑えながら資金を法人から個人に移転することを主たる目的とするものなどを
その他、短期の中途解約・減額	利益がでている期間のみ保険料を支払うことにより会社の利益を調整する目的で、契約当初から解約、減額などを前提とするものなどを
	保険本来の趣旨(「保障」等)を逸脱する保険加入や租税回避を目的とするものなどを

\*2019年7月8日以降に契約した定期保険又は第三分野保険、かつ保険期間3年以上の契約について、最高解約返戻率が50%超70%以下の場合は、保険期間の開始から前半40%期間は保険料の40%を資産計上・60%を損金算入することが定められているが、被保険者一人あたりの年換算保険料相当額(保険期間中ににおける支払保険料の総額を保険期間の年数で除した金額)が30万円以下(他社も含め定期保険等の契約が2件以上ある場合は、それぞれの年換算保険料相当額の合計額が30万円以下)、かつ最高解約返戻率が70%以下の定期保険等は、期間の経過に応じて損金算入することが認められる。【法人税基本通達9-3-5、9-3-5の2】

## ご加入後

には保険本来の趣旨を逸脱するようなお手続きを防止するため、以下の対応を行っています。

### 名義変更手続き

法人から個人への名義変更(受取人変更)で租税回避が疑われる場合、税務上の取扱い等に関する確認書を取得させていただきます。

税務の取扱い等については、令和元年6月28日付「課法2-13 課審6-10 査調5-3 法人税基本通達等の一部改正について(法令解釈通達)」、令和3年6月25日付「課個3-9 課法11-22 課審5-2 所得税基本通達の制定についての一部改正について(法令解釈通達)」等に基づき記載しております。今後、税務の取扱い等が変わる場合もございます。

## 参考 保険金等の受取時の経理処理について

### 死亡保険金受取時(受取人:法人)

資産から保険料積立金を取り崩し、死亡保険金との差額を雑収入として益金に計上します。

契約者 法人  | 被保険者 役員・従業員  | 受取人 法人 

例 法人が3,000万円を受け取り、保険料積立金が2,500万円だった場合

借方	現金・預金	3,000万円	貸方	保険料積立金 雑収入	2,500万円 500万円

### 解約返戻金受取時

資産から保険料積立金を取り崩し、解約返戻金との差額を雑収入または雑損失として計上します。

例 解約した時点の解約返戻金が3,000万円、保険料積立金が2,500万円だった場合

借方	現金・預金	3,000万円	貸方	保険料積立金 雑収入	2,500万円 500万円

### 年金受取時(受取人:法人)

資産から保険料積立金を取り崩し、年金との差額を雑収入として益金に計上します。

契約者 法人  | 被保険者 役員・従業員  | 受取人 法人 

例 法人が400万円を受け取り、保険料積立金が300万円だった場合

借方	現金・預金	400万円	貸方	保険料積立金 雑収入	300万円 100万円

2025年9月現在の税制に基づくもので、将来変更されることがあります。  
個別の税務取扱いにつきましては、所轄の税務署等にご確認ください。

特徴

契約概要

注意喚起情報

Web保険証券

法人の場合

50